

第二章 裾野の水

第一節 市域の水系と環境

1 自然水系

地形と水系

裾野市域の平地は大きく言えば黄瀬川の作ったものであり、北が高く、南に向かって緩やかに傾斜している。その中央部を黄瀬川が谷をくり貫いて北から南へ流れる。そして東の箱根外輪山、西の愛鷹山・富士山の山中から中央部の平地に向かって幾本もの自然河川が流れ出ている。それらは平地の傾斜に規制されて南に曲がる形で流れ黄瀬川に合流するか、山裾を独自の流れのまま市域を南下する。

自然河川は、長い時間の中で地形を浸食して両側の平地より低い所を流れる。したがって、自然の河川から両側の平地へ直接に水を流しこむことはできない。平地の水田開発は必ずのように上流部で取水して、それを高い所を人工の水路で流して、自然河川の流水面よりも高度が高い平地を灌漑する方式が古くから採用されてきた。黄瀬川兩岸の緩やかな傾斜を示す平地にもいくつもの人工の流れが開削され、灌漑用水として利用され、また生活用水としても活用されてきた。市域の特色は、古くは自然河川の流路であった跡や小さい自然河川の流路を利用して人工的に水路を掘り、用水路として流れていることである。流れる水は人工的に設置された堰から取り入れられ



写真1-37 黄瀬川

たものであるが、用水路の一部では自然河川の流れのように見える部分も少なくない。

黄瀬川

黄瀬川は独立した河川のようにみえるが、沼津市の木瀬川地先で狩野川に合流する支流の一つである。全長約二九・九キロメートルあり、支流としては最も大きい河川である。水源は御殿場市新橋森之腰付近の富士山の湧水で、現在、ここは市街地となっている。同市諸久保で小さな支流を合わせ、ここから箱根外輪山の山麓側を流下し、同山の沢谷の水を合わせて溪流となり、裾野市岩波地先の右岸で久保川を合流する。

久保川は本流の黄瀬川とほぼ同じ水量があり、流路の景観もよく似ているので本流と間違えられ易い。久保川は御殿場市滝ヶ原付近の湧水を水源とし、全長約一四キロメートルほどある。同じく印野時ノ巣付近の湧水を水源とする全長約八・七キロメートルの西川を駒門で合流させ、水量を増して流下する河川で、流路は本流の黄瀬川より長い。

「通史編1」でふれたように、岩波は富士山の溶岩が滞留して厚い岩盤を形成しており、黄瀬川はこの岩盤を深く浸食して峡谷となり特異な景観を呈している。深良カロウトから本河川の領域には氾濫原が展開しており、遠道原では大柄沢を分岐し、また川中島を形成しているところもある。この下流の千福地先からは河床がやや浅

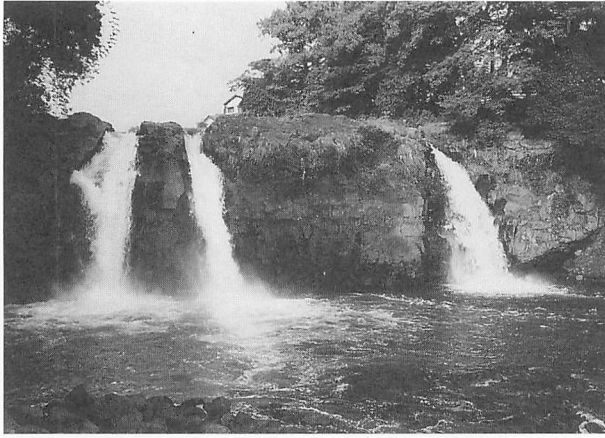


写真 1-38 五竜の滝

くなり、やがて河床の溶岩が突然落差一三メートルの断崖となって五竜の滝となっている。

滝壺は数層の溶岩の下にある集塊質泥流まで深く穿っており、多量の湧水がみられる。ここは富士山溶岩流の西側の端に該当し、流下してきた黄瀬川はこの溶岩の切れ目に滝を形成している。ここで分流の大柄沢が合流する。

五竜の滝のすぐ下流右岸で佐野川(旧瀬名沢、宮川)を合流し、これより愛鷹山麓側を流下する。河床の処々に溶岩が露出し、兩岸は浸食崖が形成されている。佐野、二ツ屋、富沢、長泉町南一色など、下流地域には顕著な氾濫原がみられる。またこの氾濫原の両側には河岸段丘が形成されている。二ツ屋で小柄沢が合流し、堰原の大堰では久保田川を分岐する。また愛鷹山麓側では大畑から富沢までの間に、後述するいくつかの小きな沢谷が流れ込んでいる。

長泉町南一色からは大きく迂回し、溶岩の露出した河床も顕著となり、落差約四メートルの稚子ヶ淵の滝その下流右岸で梅ノ木沢を合わせ、さらにS字状に屈曲する下長窪地先で落差約四・五メートルの鏡ヶ淵の滝となり、すぐその下流右岸で桃沢川を合流する。さらに約一キロメートル下流で溶岩の河床が終わり、断崖となって落差約九メートルの

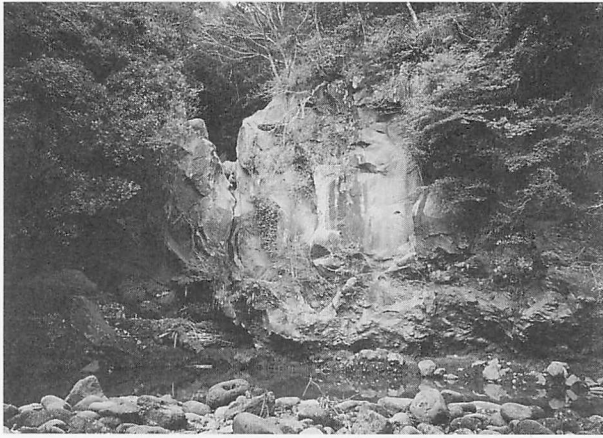


写真1-39 銚子口の滝(真田林蔵氏所蔵)

鮎壺あゆつぼの滝となる。

鮎壺の滝より下流は、長泉町上土狩かみとがら辺りを要とする黄瀬川の扇状地形を大きく浸食して、数段の河岸段丘と、その最下段の段丘の内側には広い氾濫原を形成し、沼津市木瀬川地先で狩野川に合流する。合流点の木瀬川は、旧河道と現河道の間にある段丘の残存した台状地形となっている。

佐野川

佐野川は別名瀬(勢)名沢または宮川『市史』一・『駿東郡誌』といい、愛鷹山黒岳くろだけの東麓須山すやま大坂おおさか付近を水源

とする全長約一三・五キロメの河川で、黄瀬川の大きな支流である。

水源に近い上流部では水溜まり程度の湧水があるが流れとはならない。須山の西で愛鷹山呼子岳よびこだけの裾部を水源とする全長三・五キロメの大沢川を合流するが、この沢谷も伏流となって水流はみられない。須山たむき田向地先で佐野川は分岐し中島状の地形を形成してい

る。この辺りから潤沢状となり迂曲しながら愛鷹山麓裾部を流下し、河川の様相は次第に溪谷状となって、富士山麓との地形的な境界をなしている。河床には富士山の溶岩が露出し、水流によって抉られた凹穴(亂穴)がみられる。

下和田地先の入口宮川橋の上流約二〇〇メートルの溪谷中に、落差一二メートルの銚子口滝がある。滝口は溶岩が抉られて、

ちょうど銚子の口から水が落下するのに似ているので、銚子口滝といわれるようになったという。

佐野川は下和田の中を大きく迂曲し、不動橋の下流で、愛鷹山位牌岳を水源とする全長約四キロメートルの下和田川を合流し、さらに下和田の集落南端で用沢川を合流する。用沢川は富士山麓の須山「忠ちゃん牧場」北側辺りを水源とする全長約七・三キロメートルの河川であるが、涸沢である。東方に流下し須山浅間神社前では深い渓谷をなしている。須山地先で流路を南に変え、富士山麓地帯を浸食し、下和田の東方で流路を南に変え、迂曲して佐野川へ合流する。

佐野川は、この合流点より水のない渓谷となり、今里を抜け約五〇〇メートル先で旭滝となる。旭滝は落差約一〇メートルあり、ふだんは涸滝であるが、水量がある時は垂直に落下し壯観であるという。滝下はやや開けた河原となるが、また渓谷となり葛山田場沢で沢谷の田場沢川を合流する。さらに葛山の中里地先で、金沢川(仮称)を合流するが、合流点はT字形の渓谷となっている。この辺りは幅約三〇〜五〇メートル、深さ約一〇メートルの深い溪流となっている。葛山下条地先で大久保川を合流する。

大久保川は愛鷹山位牌岳東の海拔一一八〇メートルの尾根稜部から下へおりた辺りを水源とする全長約五キロメートルの沢谷で、源流付近から水流があり、葛山本村地区の水田を潤す重要な河川となっている。葛山の入谷部に入ると、その南側を浸食して佐野川に合流する。

佐野川は、この合流点からやや水量が多くなり、やがて景ヶ島に流下する。景ヶ島は昔からよく知られた景勝地で、ここは葛山本村の南側の愛鷹山尾根末端の金比羅山と御宿平山耕地の丘陵との鞍部に、厚く堆積した富士山の溶岩を、佐野川が深く峡谷状に浸食して形成した地形で、峡谷内に奇岩、怪石がそびえ、その上部に残存し



写真1-40 金沢川

た集塊質の地層の上に樹木が茂って幽邃な景観を形づくり宗教的
 霊場となっている。河床は溶岩が水流に抉られて烈しい凹凸がみ
 られ、兩岸は懸崖となって屏風岩びょうぼという溶岩の柱状節理がみられ
 る。

景ヶ島より下流はS字状に迂曲し、御宿から流下してきた平山
 川と、愛鷹山の沢谷やとの谷津川を合わせ、千福の松ヶ窪まつかくぼ地先で黄瀬
 川に合流する。

金沢川

河川名が確定していないので地名を採用した。金沢大
だ棚地先の富士山湧水を水源とする佐野川の支流で、全

長約一・五一・五キロメの小河川である。同じく富士山の湧水を水源とする
 溜め池「金沢堤」の水を合わせ、金沢の集落内を迂曲して流下す
 る重要な灌漑と生活用水であった。

葛山中里の境となっている須山道に沿って、御宿みやほろの宮原地区へ

流下する水路と、直線的に南西へ向かって流下し佐野川へ合流する水路を分岐する。佐野川へ合流する水路は、
 地籍図(公図)で見ると屈曲しており、これを後に掘削改修して現在のように直線的にしたものであると考えられ
 る。



写真1-41 小柄沢川

平山川

上ヶ田北端の深田^{ふかた}付近の富士山湧水を水源とする、全長約二・七^一キロメートルの佐野川の支流で、上ヶ田のなかを流下する重要な生活用水であった。

御宿の宮原で金沢から流下する用水を合わせ、御宿の入谷から台状の平坦地を浸食して千福の平山耕地の丘陵裾部につき当たり、深い溪流となってこの丘陵を大きく迂曲し、千福の普明寺^{ふみやうじ}前から西方に流れ下って佐野川に

合流する。

大柄沢

古くは黄瀬川の分流であったと思われるが、現在は佐野堰によって水が供給される用水路となっている(用水路としての現況は次項を参照)。全長約二^一・七^一キロメートルある。一九一五(大正四)年の佐野図幅(大日本帝国陸地測量図)によると、黄瀬川の三分の二ぐらいの水量を持つ河川で、「ガランザア」という呼称は、洪水や矢水の際に河床の溶岩の上を、河原石がガラガラ音をたて転がっていく様によって付けられたものであろう。

小柄沢

大柄沢とともに元は黄瀬川あるいは深良川の一部が乱流していた自然河川であると判断されるが、この地方の開発に伴い、佐野堰からの水を南流させる用水路として活用され、水路も人工的に固定されたと思われる(用水路としての現況は次項参照)。



写真1-42 深良川

深良川

深良川は箱根外輪山の湖尻峠西側下方の海拔約七〇〇メートル付近を水源域とする、全長約七・八キロメートルの河川である。

深良用水隧道出口で発電所水路の取入口余水を放流しているのので、ここより若干の水流が見られ、流路は須釜まで深い沢谷となっている。同所馬坂尻で発電所用水を放流する。このすぐ下流の豊後堰を分岐し、古川堰で新川堀へ主流を移すので本流の水量は激減する。

古川堰から深良川は古川と名称が変わる。古川というのは元の深良川という意味である。古川はかつての深良川が堆積した原、上丹の平坦面を深く浸食し、蛇行しながら流下する。このため、この地区の灌漑用水とはなっていない。古川は向田地先で、もう一つの古川と合流する。この古川は、岩波の西海戸で黄瀬川から分水した岩波用水の流末である。この用水は新川堀造成のため、旧流路は切断されて古川と称するようになったものである。

深良古川は原の南端で大きく蛇行し、迂曲部に小規模の河岸段丘がみられる。深良支所の近くでは深い峡谷状となり、河床に溶岩が露出するようになる。切久保で河床は浅くなり、ここで和市(旧市場・和田)、町田方面の灌漑用水・生活用水路を分岐する。切久保から古川は溶岩流背稜部の西縁を浅く浸食して流下し、遠道原地先で

大柄沢に合流する。現在、ここは道路建設によって流路を観察することは難しい。

勝負川

面白い名称の河川で、ほとんどの人にはどこを流れているのか判らない河川である。この川は下流部で大畑のある平坦地と、西側の愛鷹山麓の裾部を深く区切っている、全長二・五キロメートルの小さな沢谷の川である。

水源は大畑西方の桃園ももぞのの海拔三〇〇メートル付近の沢頭で、谷底の湧水を集めて流下し、大畑上ノ田かみのたの西端で、上ノ田の水田を潤す用水と大畑の生活用水を分岐する。流路は前述のように大畑の集落のある台地西縁を挟って、台地下方の黄瀬川氾濫原の字根岸ねぎしへ流出する。この流出口に水を貯める貯水形の堰があって、ここより台地裾部を廻って根岸の水田に潤す用水路を分岐している。これより下流は桃園の愛鷹山尾根末端に突き当たり黄瀬川に合流する。

大洞川(仮称)

富沢の西方の愛鷹山内野地区うちのの沢谷海拔二〇〇メートル付近を水源とする、全長約二・七キロメートルの小河川で同樋詰といづめ・下耕地地先で梅ノ木沢川に合流する。名称がないので、本河川に沿った字名を採って大洞川とした。大洞川は富沢の西側に広がる幅約五〇〇メートル、奥行約七五〇メートルの入谷の水田を潤す重要な河川である。この入谷のほぼ中央南側の愛鷹山尾根裾部の滝ノ洞たきのほらに、豊富な愛鷹山の湧水があり、大洞川に流れ込んでいる。

梅ノ木沢川

愛鷹山池の平東南の海拔二五〇メートル付近の沢谷を水源とする全長約五・五キロメートルの河川で、長泉町と裾野市の境界となっている。一八四七(弘化四)年、富沢村絵図(『市史』八一四五六頁図表3-28)によると、梅ノ木沢は樋狩川といがりとなつているが、この川名は富沢の字名である。



写真1-43 久保田川



写真1-44 泉川

比較的水量が豊富で、富沢南部の水田を潤している。富沢より愛鷹山麓側を浸蝕して流下し、長泉町南一色地先で黄瀬川に合流している。

久保田川
元は伊豆島田の堰

原で黄瀬川から分流していた自然河川で、全長約六・八キロメートルあるが、現在は人工的な用水路

となり、大堰からの水が流れ、主として長泉町・清水町の深良用水下郷地区の水田を潤す重要な用水路となっている(用水路の現況は次項を参照のこと)。

泉川

箱根外輪山三國山西側の沢谷海拔五〇〇メートル付近を水源とする、全長約一〇キロメートルの境川の支流である。源流付近は夏や冬の乾燥期には水流はなく涸沢となる。山麓で入谷地形となり、入谷の狭い平坦地を

浅く浸食して流下するが、いずみ 泉川を利用した水田が両岸に造成されていた。しかし現在はほとんど消滅している。

泉川は南堀で箱根外輪山の沢谷みやうがざわ 若ケ沢の水流を合わせ、山麓裾部を浸食し溪流となって流下し、河床に富士山の溶岩が露出するようになる。やがて公文名くもんみょう の南端で天神山てんじんやま に突き当たり、ここで大きく西方から南へ迂曲し、ちやばたけながし 茶畑滝頭に流下する。滝頭は天神山とその南西にある道場山どうばやま 丘陵との鞍部で、ここに富士山の溶岩流が滞留して厚く堆積し、その南側は懸崖となっている。泉川はここで落差一〇メートル の滝となり滝ケ窪たきがくぼ へ落下している。景観は幽邃であり葛山の景ケ島と同じように宗教的な霊場となっている。流路はここから南東に向かい、大きく蛇行して茶畑道ちやばた 上地で入田川いりた を合わせ境川に合流する。

入田川

泉川最大の支流で、箱根外輪山の三国山と山伏峠やまぶし との稜線西側海拔六五〇メートル 付近を水源とする全長約七キロメートル の沢谷の河川で、あおば 青葉台住宅団地の右奥で全長約二キロメートル の管沢を合流している。

茶畑の向田地先から奥行約三・五キロメートル の狭長な入谷部があり、この入谷の水田を灌漑していたが、大規模な住宅団地が造成され景観が大きく変わってしまった。入田川は向田で蛇行していたが、この住宅団地造成のため改修され、直線となって泉川に合流している。

境川

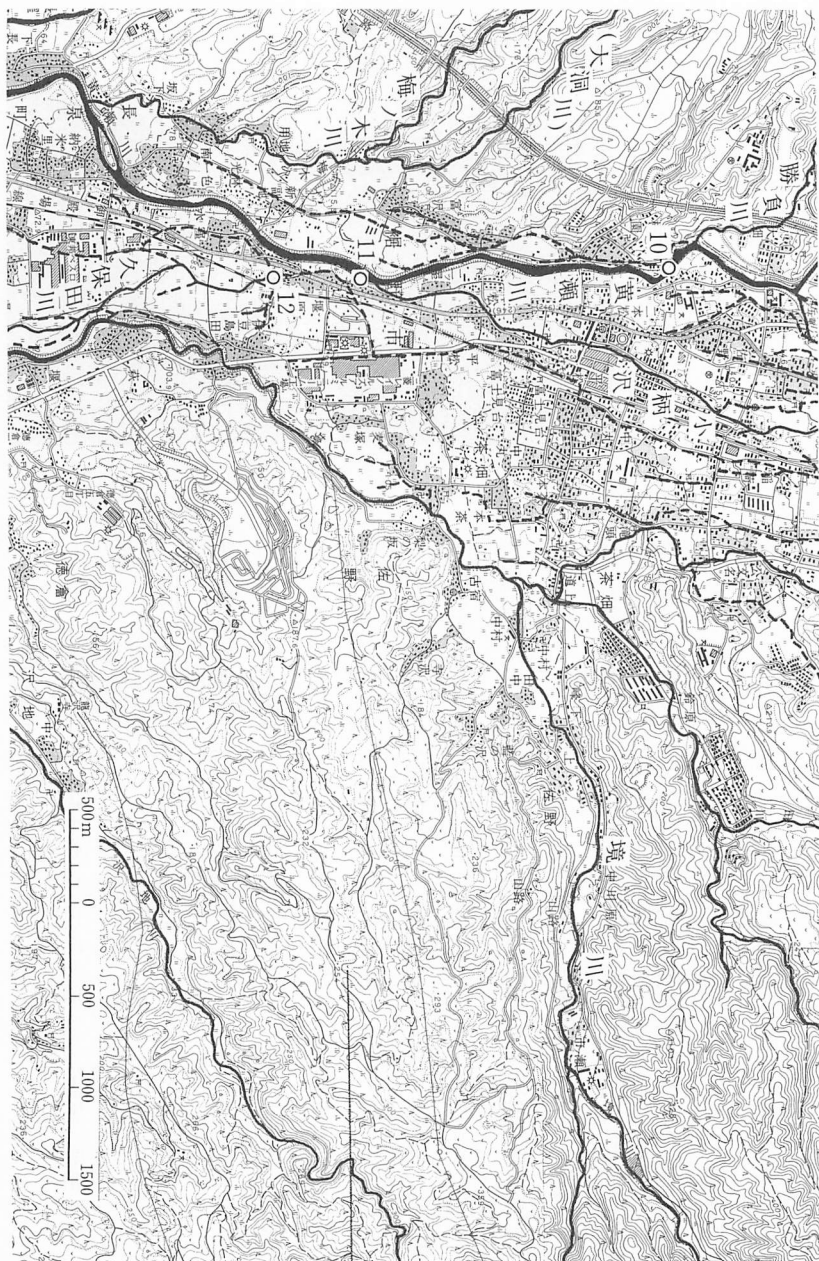
現在はしばしば大場川だいば と地図に表記されるが、伊豆と駿河の国境を流れる川なので市域では古くから境川と呼ばれてきた。大場川は三島市域に入っからの名称であるが、近年は拡大されて用いられている。

境川は箱根外輪山の山伏峠と三国山の稜線西側の沢谷海拔六五〇メートル 付近を水源とし、これに滝ノ沢たきのさわ ・大沢などが合わさって流下する全長約一八・五キロメートル の河川であった。しかし、近世、三島市徳倉青木橋地先で境川が決壊し

図表1-18 裾野市中央部の水系水路図



第1節 市域の水系と環境



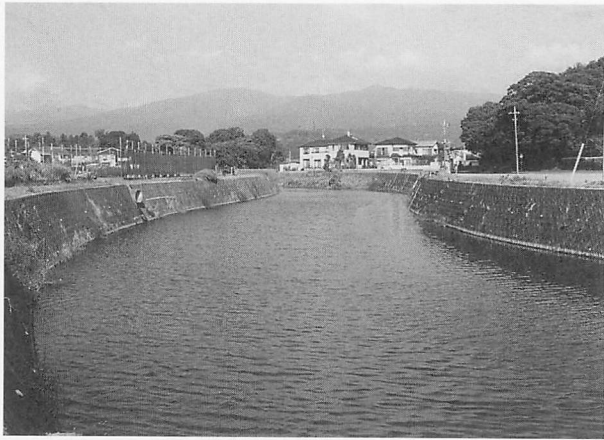


写真1-45 境川

て水流は加茂川に移り、境川は涸れて河道跡だけになってしまったとする『増訂豆州志稿』巻六 川溪の項 長倉書店 昭和四十三年）。

市内では比較的水量のある河川で、茶畑の市ノ瀬あたりまで長い入谷が形成され、兩岸は棚状の水田が造成されている。峠下地先で入谷が開け、流路は大きく蛇行していたが、現在、改修工事によって直線状となり、旧河道は裾野市と三島市との境界線によって図示されているだけとなった。

泉川の合流点から箱根外輪山末端裾部を浸食して流下し、麦塚付近では河床に富士山の溶岩が露出するようになる。同東光寺東北側で、麦塚地区水田の灌漑用水を分岐する。伊豆島田道場から深い溪谷となり、ここより三島市萩から前記の青木橋へ流下する。青木橋より旧河道は黄瀬川扇状地を浸食して南流し、東海道新幹

線三島駅北側で向きを南西に変えるが、再び旧河道は南に向かい、三島市西若町西端付近から蛇行し、西岸に河岸段丘を形成して清水町的場地先で狩野川へ合流する。青木橋より西若町まではまったく水流はなく、旧河道もわずかに観察できるだけで、現在、消滅してしまったところもある。清水町千貫樋付近で河床に富士山の湧水があり、この辺りから水流がみられるようになる。

2 人工水系

自然河川

灌漑用水を確保するため自然河川の上流部で取水して低い平地を灌漑する場合、平地部の少しでも高い部分に用水路を作った。耕地に開くべき場所よりも低いところを流したのでは耕地に水を流しこむことができないからである。水路は平地が山に接する所を流した。ところが、市域には山に接した平地の縁を流れる用水路は少ない。多くが平地の中を流れている。緩やかな傾斜の平地を下流に行くにつれいくつにも枝分かれしながら毛細管のように流れている。これは平地の中に黄瀬川や深良川のかつての流路跡が細かく刻みこまれており、用水路の開削に便利だったためと思われる。

堰と水門

用水路の大部分は自然の河川から取水して流すもので、取水のための人工的な施設をもつ。堰と水門である。堰は水流を堰きとめて水を集め水門に流しこむための施設である。現在では大部分がコンクリート製であるが、古くは石積みであったり、土囊や土俵を積み上げて水を堰きとめていた。ところが市域では自然河川を堰きとめる堰に川の中にある岩石を利用する方式が目につく。黄瀬川にいくつかのそのような堰が見られる。なお、堰は水をせきとめる施設を指すが、同時にその堰から取水した用水や用水路全体を言うことも多い。市域の各用水でも堰を二つの意味で使用している。

少ない溜め池

河川と並ぶもう一つの用水源に池沼がある。自然にできた池沼もないことはない。地下からの湧水や河川から入ってくる水が溜まって池となり、またその池沼から自然河川で流出していく。それに対して、貯水するために人工的に設けられた溜め池がある。溜め池は裾野市域では一般にツツミ(堤)と呼

ばれている。自然河川が遠く取水が困難な地域、河川があっても流水が少ない地域などには溜め池が設けられ、天水を溜めたり、わずかに流れ出してくる水を溜めたり、あるいは地下から湧き出す水を溜めておき、必要に応じて水門から水を出すものである。静岡県内でも西部の小笠郡は溜め池が発達した地域として知られるが、県東部では少ない。沼津市の門池かどいけのような大きな溜め池は例外的な存在である。裾野市域では自然の池沼はまったくないし、溜め池も非常に少ない。市域で現在姿をはっきりと示しているのは公文名堤と金沢堤の二つに過ぎない。これは恐らく、貯水できる程の水が湧き出て流れる谷が多くなく、また河川からの取水が可能な所が多かったためと考えられる。

公文名堤は公文名の集落から東の箱根山の麓にあり、土堤で谷の水を堰とめて貯水したもので、山麓地帯に多い形式である。貯水量は多くなく、池の下方の水田を灌漑してきた。その流れの末は今堰と呼ばれる用水路に流れこむ。公文名堤がいつ頃築かれたかは明らかでない。すでに近世に存在したことは絵図の記載から判明する。この池には蜘蛛が池という別名がある。これは水中から蜘蛛が出てきて釣り人を池の中に沈めてしまったという伝説に由来する。

金沢堤は金沢の集落の東北側の谷に土堤を築いて貯水したもので、やはり堤下の水田を主として灌漑している。その灌漑面積は約五町歩程度であるという。この池も築かれた年代は明らかでない。

この他にも、近世には茶畑村に溜め池があったことが知られている。一八一四(文化十二)年に溜め池を造成したが、そこにはそれ以前の土手の跡があったというから古くから築かれていたものと思われる。

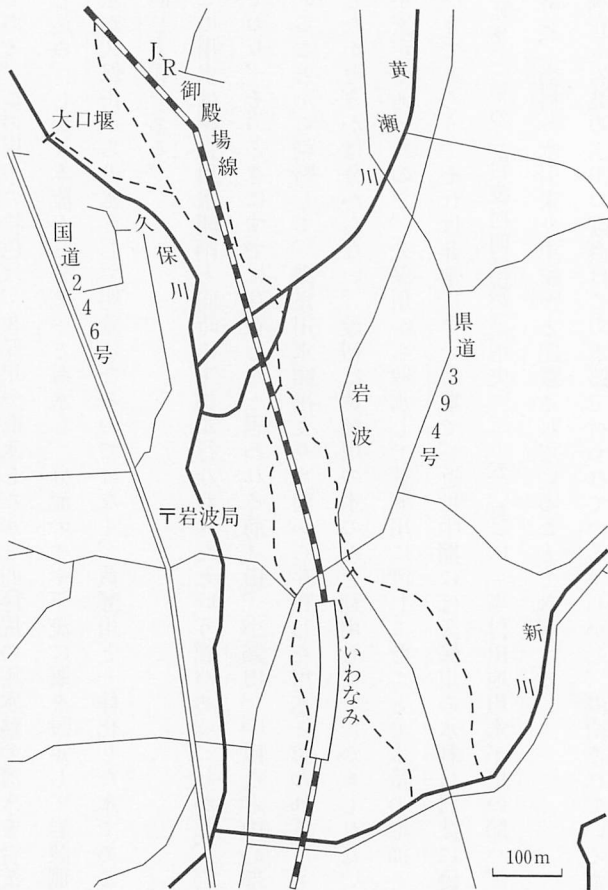
大口堰

岩波の水田を灌漑する用水である。現在では大淵堰おおくちせきとも言うが、史料上は専ら大口堰おおくちせきと記載されている。また、岩波堰と表現されることも多かった。黄瀬川と合流する地点よりも五百トルメートル程上流で久保川に堰を設けて取水し、用水路を久保川に平行して設定し、いったん水を黄瀬川に流し込んで、それを対岸に堰を設けて再び取り入れ、岩波の集落内を流し、途中で二本の水路に分けて、集落の南方に広がる水田を灌漑する用水である。この用水の特色は、久保川で取水した水と西尾尻の用水路の流末を合流させて、それを黄瀬川本流に流し込み、しかも本流から分流へと導水し、分流のやや下流に堰を設定して岩波側に取り込む点にある。取水する水が久保川からの水として明確になるのではなく、黄瀬川と一体化した水である。規模は異なるが、深良用水と同じ方式である。

この用水は深良用水開削と同時に工事が行なわれたという説がある。しかし、岩波は一七世紀初頭に検地を受けており、そのときにすでに存在したと思われる前ノ田、小鍋田、中田など中心部の水田を灌漑する用水となっていることから判断して、深良用水開削よりも前から存在した用水と思われる。もちろん最初から久保川から取水したかどうかは分からない。最初は黄瀬川の水のみを利用していたかもしれない。黄瀬川の水量は非常に少なく不安定であったので、久保川から取水して黄瀬川に流しこむことで水量の増加と安定確保を図った結果と考えるべきであろう。それは非常に早い時期で、近世中期には久保川の水利は岩波に優先権があったことが、一七四五(延享二)年の「岩波村明細帳」『市史』三・五〇号)に「当村田地用水不足の節ハ、大坂村、駒門村、中清水村堰なかしみず切落シ、当村へ水引来り申候」と記載されていることで判明する。

現在も岩波の水田の灌漑はこの水路で行われている。しかし、供給されている水は大口堰からの水ではない。

図表 1-19 大口堰



大口堰からの水路は土砂に埋まり、放置された状態であり、水は流れていない。黄瀬川に流れ込む水は西尾尻の用水の捨てた水のみである。従って、現在の岩波の利用する水は黄瀬川に設定された堰から取水する近世以来の用水路によって確保されているが、かつての久保川の水ではない。

深良用水

市域の用水路の代表は言う

までもなく深良用水である。深良用水は芦ノ湖の水を、箱根の外輪山の下にトンネルを掘って西側に出して、深良川に流し、それをさらに新川と呼ばれる用水路で黄瀬川に合流させる。それまでの黄瀬川の水に芦ノ湖の水を加えることで、灌漑用水の水量を格段に増加させ、それによって下流の地域の水田を灌漑するものである。この外輪山にトンネルを掘って水を流すという大工事は一六六六(寛文六)年に開始された。外輪山の両側から掘り進

み、それが無事に接合して、完成したのは一六七〇（寛文十）年であった。そして翌年には新川が完成し、通水できるといふようになり、用水路として完成した。その詳細は「通史編Ⅰ」を参照されたい。

市域の平地からいくつもの谷が箱根の外輪山に向かって刻み込まれているが、そのなかで最も奥深く入っているのが深良川の谷である。その谷に水を流し込むために、外輪山を越えた東側に芦ノ湖の湖岸に取水地点を設け、そこからトンネルを掘って外側へ向かって水を流し込むというものである。トンネルの長さは全長一二八〇メートルである。その水門の入り口と出口との標高差は九・八メートルであり、芦ノ湖から次第に下がるように掘られている。トンネルに入って三〇〇メートルの所と一〇七〇メートルの所に上方に掘られた換気口がある。トンネルの出口から掘り割りが続き、深良川の流路に流し込み、西へ向かって勢いよく流れている。

新川

市域に見られる人工の流路の代表は深良用水の出発となる新川であろう。芦ノ湖の水が箱根の外輪山の下を通過して西側に抜けると深良川に流入する。そのまま流れると、自然河川としての深良川の水量を増やすだけであり、その恩恵を受ける地域も限定される。恐らく隧道の開削と一対になって計画されたものが新川である。芦ノ湖の水をいったん黄瀬川に流しこみ、それを各所で取水するという方式を前提に隧道は掘られたと考えられる。工事は隧道完成の翌年一六七一（寛文十一）年に行われた。

深良川が山間から平地に出て流れを南へと大きく変える地点で深良川に接合して新しい流路を設け、そちらへほぼ完全に水を流しこむ。これが新川で、深良の北端部を等高線に沿って曲がりながら西へ流れている。地形としては、流れの左岸すなわち南側が低い。したがって、新川は主として南側に堅固な土手を築き、石積で補強した構造であった。そして黄瀬川に勢いよく流入する。この結果、旧来の自然河川である深良川は古川堰によって

分水される用水路となった。これを、新川に対して、古川と呼ぶようになった。

新川は黄瀬川に水を流しこむための水路であるが、途中に南側に分水する施設がいくつも設定されている。太郎右衛門堰、神山埋樋（こうやま）、太郎右衛門埋樋、利平埋樋、五反田水門、弥平治埋樋、橋場堰などである。埋樋と名付けられた施設は、新川の堤防に横穴を貫き、水を外へ導き、用水路へ流し込む。新川に設けられた取水施設は小規模であり、それぞれの用水路も短く、灌漑面積も少ない。なお、このうち神山埋樋は、新川よりも東南側に神山の範囲が広がっており、そこに水を流す用水であった。

豊後堰

深良用水の本流から最も上流の取水堰は豊後堰（ぶんごせき）である。現在は東電深良川第三発電所の下で、新川から取水して南へ流れているが、これは一九二二（大正十一）年に当時の東京電灯会社が発電所を設け、そこで利用した水を古川堰の少し上の地点に放流したため、取水地点を変更した結果である。近世以来の豊後堰は古川を分水する前の深良川から取水し、山裾に沿って流れていた。山裾に沿って流れ、途中各所で分水して、水田を灌漑する方式は古くから見られるものであり、この堰ができたのも深良用水完成よりも古い段階と考えられる。豊後という武士風の名前が付けられているが、これはこの用水路を開発した人物と考えられ、近世初頭あるいは戦国時代の工事だったかもしれない。主として上原の水田を灌漑する。

カロウト堰

黄瀬川右岸に設けられた堰で、ここで取水された水は御宿、上ヶ田、金沢、千福の水田を灌漑する。御宿新田に設置された堰に始まる水路は、黄瀬川に沿って流れて上ヶ田に入る。そこで数本の流れとなって水田を灌漑しつつ、御宿の水田地帯に入り、南下する。一部は上ヶ田の西側の水田を灌漑する用水となる。他の水路は再び一つの水路になって千福を通り、千福内でいくつにも分かれて水田や畑を灌漑し、佐

野川、黄瀬川に流れこむ。この水路は黄瀬川右岸の水田を灌漑する用水として重要な存在であり、深良用水開削以前から存在したが、深良用水開削以後に堰口を現在の地点に付け替えられたようである。

佐野堰

深良用水の水を利用する範圍の中で中郷なかこうと呼ばれる地域を灌漑する用水路である。この堰は深良用水開削前から黄瀬川の水を利用して石脇、佐野、久根の水田を灌漑する用水として存在した。深良用水が完成した後に、流末で用水堀が掘られて、南へ延長された。その結果、公文名、茶畑、平松新田、麦塚、伊豆島田などの畑が水田に転換した。たとえば、茶畑村では深良用水完成後すぐに稲荷村いなりまでできていた用水に新たに水路を設けて接続して、茶畑内の耕地を水田にすることが行われた。水路の一本は三間堀と呼ばれ、全長二二八間で、流末は平松新田に流れた。もう一本は二間堀で、やはり稲荷村から来て、茶畑内を八四〇間流れて、麦塚村に到った。また三間堀から分水して茶畑内を五九四間流れて、麦塚に出る九尺堀も設けられた(『市史』六一二六五号)。麦塚ではこれも三間堀と呼んでいる。このように縦横に水路が造られ、水が流れるようになった。

佐野堰は石脇に存在する。そこから取り入れられた水は勢いよく南に流れ、さいかち橋の地点で古川と合流して一つの水路となり、深良の震橋にいたる。むしろ、古川の流れに新たに佐野堰からの水路を接合したというべきで、用水路は古川、すなわち深良川の流れであると判断できる。震橋の所で大きく二つの水路に分かれる。大柄沢と小柄沢である。大柄沢は黄瀬川の氾濫原を再浸食して南流し、石脇南端では深い溪流となり、五竜の滝左岸で滝壺に落ち込んでいる。佐野で用水路を分岐し、黄瀬川沿いの下位段丘面の水田の灌漑用水源となっている。他方、小柄沢は深良震橋で大柄沢から分岐し、全長約三・八キロメートルである。分岐点よりすぐ下流で、久根以南の地区に灌漑する幹線用水路の四間堀を分水する。黄瀬川の河岸段丘面、氾濫原を浅く浸食して南下し、この間に佐

野、平松に灌漑する用水を分岐する重要な河川である。市役所東側では小規模な河岸段丘が形成されている。こより河床に溶岩が露出し、次第に深く浸食して溪流となり、二ツ屋地先で黄瀬川の段丘崖を深く穿って黄瀬川に合流する。一八七四(明治七)年の「芦ノ湖用水堰分図」の記載によれば、佐野堰の流末になる用水は全部で六三であった。

大堰

伊豆島田の堰原で黄瀬川に設定された堰と呼ばれる。黄瀬川に甲羅状の洗い堰を設け、そこから水を導いて、上土狩、下土狩しもとがり、竹原たけはらなどの地域を灌漑し、伏見にいたる広い地域の灌漑用水となっている。深良用水の組織から言えば、下郷の地域である。

かつて黄瀬川の分流の一部として流れていた流路が黄瀬川本流の川床が浸食で低くなり、水が流れず河川としてはいったん消えていた。それを用水路として利用するため、旧河道を掘削して、再び通水したものと考えられている(『清水町用水史』 清水町教育委員会 一九八一年 『長泉町史』 上巻 長泉町教育委員会 一九九四年)。この掘削の時期は、用水の末端の長泉町・清水町の水田に条里制耕地が展開しているもので、古代であろうとする説もある(前出『長泉町史』)。深良用水開削後に大規模な工事をしたことを記す史料はなく、古くからあった堰を利用し、新しく流入した深良用水の水を取り入れ、増えた水で畑を田に転換させたものと推測できる。もちろん、深良用水の開削後、それを利用するために、従来の水路に加えて、いくつもの水路が末端に設けられた。

用水路は堰から二〇〇㍎程下流の三俣堰で大きく三つの用水路に分かれる。水門の幅が最も広い中央部の水路がこの中心的な水路で、一般に中川と呼ばれ、また下流部では久保田川と呼ばれる流れである。この中川は下郷の中でも下流部となる上土狩から伏見にかけての水田を灌漑する用水路を分岐しつつ下流し、長泉町天神原で黄

瀬川の浸食崖を深く浸食して、清水町伏見で黄瀬川に合流する。西側の水路は水窪、納米里の水田へ、東側の水路は伊豆島田の用水となっている。分水施設は人工であるが、用水路の基本はやはり自然の流路を利用して水路としたものと判断できる。そのなかで、西側の水路から分水した穴堰あなせきは、トンネルで水を送り、納米里の水田を一四町歩あまりを灌漑しており、開削に多くの労力をかけた施設である。一八七四(明治七年)「芦ノ湖用水堰分図」によれば、大堰からの水を利用する用水路は全部で五七であった。

富沢穴堰

大畑の南端で黄瀬川の水を取り入れ、すぐにトンネルのなかに入って桃園の下を流れ、その水が再び外に出るのは桃園の集落の南側の花園橋はなぞのの所である。トンネルの長さは四〇〇メートル近い。外に出てからは山の縁を流れて、途中で二本に水路を分けて富沢に入るが、集落が立地するやや高い地点を通るその一つが最初に通過するのが近世富沢村の名主を世襲していた渡辺家の屋敷内である。この用水路と渡辺家との関係を象徴しているといえよう。渡辺家の屋敷を出た用水路は集落の中央部を流れ、生活用水ともなっている。他の一つはやや低いところを流れ、黄瀬川沿いの水田を灌漑し、流末は南一色にいたる。この穴堰は一六七二(寛文十二年)に完成したもので、深良用水の完成に対応する工事であった。

泉川から の用水

市域の東部を北から南へ向かって流れる泉川は小規模な川であるが、やはり用水源として利用されてきた。深良の南堀では、泉川が山間から出てきた地点の川の右岸に取り入れ口があり、そこから泉川の西側の山に添って流れ、集落のある所では集落を東西に挟む形で二つに分かれて流れ、水田を灌漑し、町田に達し、泉川沿いの水田をうるおして、用水の役目を終える。灌漑地域には堀之内、社口前、鍛冶屋敷など中世開発を推測できる字があり、しかもこの地は大森氏発祥の地とも考えられることから、用水路の開削も中世以



写真1-46 乙女ヶ淵堰

前にさかのぼる可能性がある。

久根では、流れが集落に入る直前の深良南端に乙女ヶ淵堰が設置されている。そこからやはり右岸に取水し、泉川に沿って流れ、二本に分かれて久根の水田を灌漑している。公文名、茶畑でもそれぞれ堰が設定されている。

境川から 境川は麦塚あたりではナガトロカワ(長戸呂川)とも呼んだ。その川名に由来する長戸呂橋の下に長戸呂の用水

堰とも呼ぶ麦塚堰が設置されており、そこから水田の西側の微高地の縁を南下しつつ、随所に分水して麦塚の水田を灌漑している。

かつての堰は土嚢を積んだもので、伊豆佐野側に三尺幅のセイコンカギリ(精根限り)と呼ばれた部分があった。そこは昼間麦塚が土俵を積んでも、夜には佐野側がそれを取り除いても構わない部分であった。麦塚堰より一〇〇メートル程下流に伊豆佐野堰があったが、そこへ水を確保するための努力が精根という言葉で認められていた。麦塚堰に土俵を積む作業はオオセギと呼ばれ、毎年五月に区長の指示によって各家から男子が一人ずつで行った。

地域の最南端の伊豆島田では、境川からの大きな分流が西側に築かれているが、どちらが本流か分からないほどの大きな流れである。下流で本流と合流するので、その間に細長い台状地形の中島を形成する。この流れは人

工的に深く掘り割られている。そのためかえて伊豆島田の用水としての役割は小さい。七百ほど流れて、伊豆島田の領域の末端部で再び境川に合流するが、その直前に今堰が設けられており、そこから水は取り入れられて、上土狩へと進む。そこへ深良用水系の大堰の水路が合流しており、むしろ深良用水の一部として認識されている水路である。伝承によると、この今堰は、その昔、淡路から招かれた職人集団が久保田川に加水するため削した人工河川で、大堰に対して今堰といい、人々はその守護神として淡島神社と不動尊を祀ったという。今堰の余水は境川へ落とされている。

第二節 近世の用水管理

1 近世裾野の用水系

箱根・愛鷹
山麓の水

近世の用水については、「通史編Ⅰ」で深良用水を取り上げたが、市域の用水系のなかで、深良用水はあくまでその一部を占めるにすぎない。裾野市域には深良用水開通以前に、すでに在来の

自然河川や湧水を利用して数多くの用水網を作り上げられてきており、こうした用水を基盤として近世裾野の

村々が成立したといえる。裾

野市域の村々にとって深良用水は、村々の生産基盤を安定させたことにこそ、その意義があったといえる。

図表1-20 村明細帳等に見る各村の用水

金 沢	深良用水(カロウト堰), 地内溜池
岩 波	黄瀬川・深良用水
深 良	深良用水, 黄瀬川
久 根	黄瀬川(佐野堰)
公文名	地内溜池
稲荷新田	深良用水(佐野堰)
茶 畑	大谷川, 境川(峰下堰, 市之瀬堰), 三間堀川(佐野堰)
平松新田	三間堀川(佐野堰)
麦 塚	深良用水(佐野堰), 境川
伊豆島田	深良用水(佐野堰)
二ツ屋新田	深良用水(佐野堰)
水 窟	黄瀬川・深良用水(佐野堰)
佐 野	黄瀬川(佐野堰)
石 脇	黄瀬川(佐野堰)
御 宿	黄瀬川(御宿古堰), 深良用水(カロウト堰)
富 沢	深良用水(穴堰)
千 福	深良用水(カロウト堰)
葛 山	金沢村地内溜池
上ケ田	深良用水(カロウト堰)

※「黄瀬川」は深良用水開通以前の流れ(地水)の意味

図表1-20は、各村の明細帳のなかで、取水源として名称の記載のあった用水をまとめたものである。これによつ

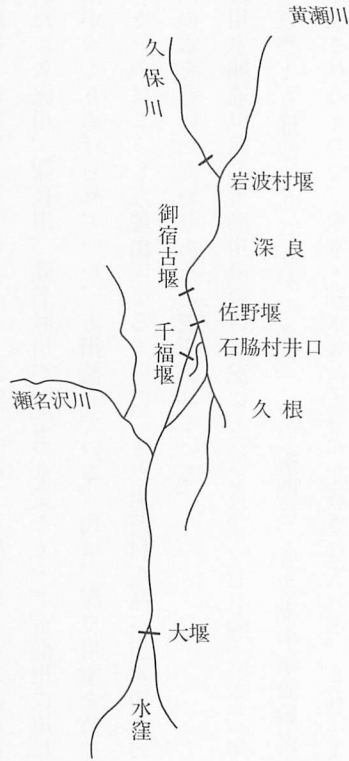
て裾野地域の用水系を概観することができる。表によれば用水として利用された河川は黄瀬川のほかに、箱根山麓では境川、大谷川がある。境川は、茶畑村で利用された後、伊豆島田地内の今堰によって、上土狩・中土狩・下土狩・竹原・新宿・伏見六か村の用水として利用されている。大谷川については、その流路に沿って、主に茶畑村で利用されている(『市史』六一五五号)。愛鷹山麓を流れる瀬名沢川は、明細帳に名前こそ出てこないが、下郷村々が富沢穴堰の設置によって瀬名沢川の取水権が奪われたと主張していること(『市史』八一五〇五頁)から、古くから下郷の用水として利用されていたことがわかる。この他にも明細帳では、愛鷹・箱根の山麓の各谷筋を流れる沢水が、いづれも効果的に活用されていたことを伝えている。

黄瀬川用水

黄瀬川は、深良用水開通以前からすでに用水として利用されていた。これは宝永・安永水論のなかで、いわゆる「黄瀬川地水」として、その存在を確認することができる(『市史』八一五〇七頁)。佐藤隆氏は『箱根用水史』のなかで、市域上流の「黄瀬川地水」本流は神山村を水末とし、神山より下流の村々では新たに久保川、深良川、瀬名沢川が一定の水量をもって黄瀬川に流れ込んでくるため、神山村以北とは別の用水系がつくりあげられていた、と指摘している。氏は、深良用水をめぐる争論のなかに、神山村以北の村々が参加しないのはこうした理由によるもので、また岩波村が深良用水掛りの村になるのは深良用水開通と同時に、久保川の水を導いたためであると説明されている。

深良用水開通以前の黄瀬川の堰の状況については、一七七四(安永三年八月作成の「水論絵図張札覚帳」(西島義禮氏所蔵)より推定することができる。この帳面は、安永期の水論絵図のなかに、各堰の情報貼り付けるために作成されたもので、地水・湖水堰の区分が記載されている。これによれば、岩波西川堰、御宿村古堰、佐野

図表 1-21 深良用水開通以前の黄瀬川用水(裾野市域)



『市史』六一五一号)。次に村の内部については、一八二〇(文政三)年の石脇村の湖水掛りを示した絵図『市史』六一〇二号(文政三)年)等から、用水の取り入れ口に近い田が地水を引いており、水末の田が湖水を引いていることがわかる。

2 用水施設

用水施設の構造

用水には、堰、水門、堤などの諸施設が設けられていたが、これらは用水の便をはかると同時に、治水も意識して作られていた。特に黄瀬川は、雨が続くとたちまち増水して、度々洪水を引き起こ

したため、治水への配慮は特に重要であった。以下黄瀬川筋を中心に、近世期の用水施設の特徴を具体的にみていきたい。

堰、石脇村井口、千福村堰、大堰は「地水堰」と記されており、深良用水開通以前から堰が存在していたことがわかる。図表 1-21 は地水堰の位置を示したものである。当時、佐野堰は石脇・佐野・久根の組合堰であり(『市史』六一四六号)、水窪大堰(明細帳)は水窪村が管理していた



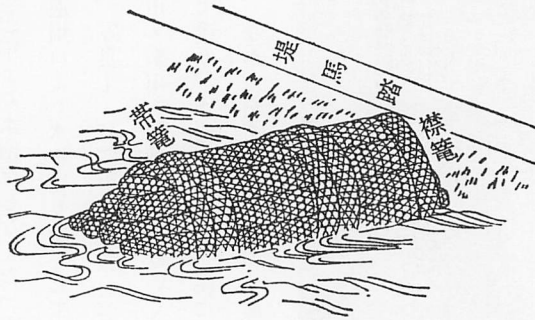
写真1-47 水門(1)
 (天保2年「井組
 廿八ヶ村箱根湖
 水路村々堰々
 図」部分)
 (大庭重一氏所蔵)

湖水門については、一七七一(明和八)年の記録『市史』六一四一(号)によると、水門全体の幅は二間(約三・六トシ)で、高さ五尺(約一・五トシ)、幅三尺五寸(約一・一トシ)の戸が三枚立てられており、三枚の戸の上げ下げによって取水量を調整していたと思われる。一七〇六(宝永三年)の深良村訴状『市史』六一七五(号)には、元締管理時代より湖水門を閉じる際は水門前にしがらと土俵を積み重ね、水漏れ防止につとめてきたとある。しかし、一六八八(元禄元)年より水留をしなくなったため、水が漏れて深良村に被害が及んだ。その対処として、水門を閉じる時期に逆川口より水を切り落として、水位を下げ、水漏れ防止に努めたとのことである。水門から隧道の入り口までは、写真1-47『市史』六一三六(四号)によれば、石垣による掘割であったことがわかる。

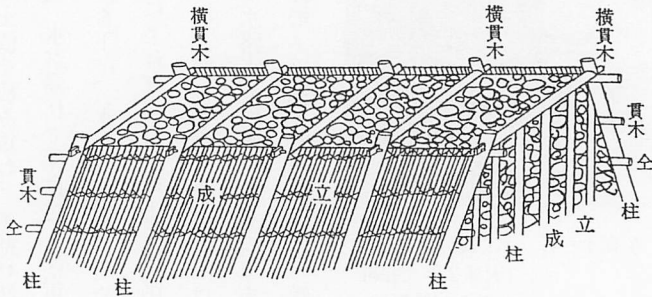
深良川・新川・黄瀬川筋にはいくつかの堰が設けられている。堰は、川の流れを岩・土俵・杭・蛇籠・枠出等によって遮り、水位を高めて、脇に設けた水路より取水するものである。蛇籠とは図表1-22のように、竹を籠に組み、なかに石を入れたものである。佐野・千福・富沢堰では、蛇籠を並べて堰としていたことが当時の絵図

等からうかがえる。佐野堰では、長さ五六間にわたり断続的に石岩の上に蛇籠を設置していたが、たびたび水流によって押し流され、取水回数も補修のための人足を派遣しなけ

図表1-22 蛇籠(出典『地方凡例録』(下巻))



図表1-23 枠出(出典『地方凡例録』(下巻))



ればならなかった『市史』六一五五号、三八八号)。蛇籠の材料となる竹や石は、もっぱら村方で調達しなければならなかったため、用水普請にあたっては多数の石運び人足・石工が動員されている。枠出とは、図表1-23のように木枠のなかに石を入れ、沈めたもので、カロウト堰にあったことが確認されている(湯山芳健氏所蔵「古堰御普請所・新堰用水引き入れ口堤洩れ所ヶ所□」)。また佐野堰には「^{まゆぎ}眉木」と呼ばれる用水施設があったことが記録に残っている。これは、その名称から蛇籠や杭同様、川筋を横断する横木のことと思われる。この眉木が一八二

一(文政四)年八月に流失したため、作り直そうとしたところ、その寸法や落口幅(左右から渡した横木が切れた部分と思われる)がわからず、結局水配人協議の上で、井組三郷控えの寸法の平均をもって作り直すことになった。その決定に当たっては三郷の水配人の間で文書が取り交わされている(『市史』六一二七二号)。このように用水施

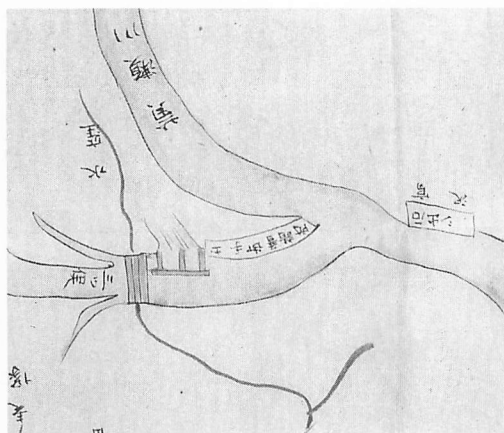


写真1-48 大堰と三保(明治32年写「深良用水御普請所絵図」部分)
(芦湖水利組合所蔵)

設の寸法は取水量に大きな影響を与えるものであったため、極めて重要と考えられていたのである。その他黄瀬川沿いの堰にはしばしば洗堰と称するものがみられるが、これは川を遮る蛇籠等の高さを低くして、一定量以上の水は下流へ流すようにしたもので、堰自体に水量を調節する機能を持たせたものである。

取り入れ口付近には多くの場合排水用の水路が設けられていた。これは増水時に余分な水を下流へ流すためのものである。こうした排水路の入り口は、水門が設けられている場合が多かった。水窪にある大堰に付属した排水路の入り口は、古来は籠堰かごせきであったが、一七一六(享保元)年の増水時に流失してしまったため、水掛り九か村

の負担で、新たに水門を設けた(写真1-48)。こうして増水時には水門の戸を水量に応じてはずしながら、排水量を調整したのである(『市史』六一三九八号)。

次に堤防であるが、現在の堤防が河道に沿って延々と続いているのに対し、近世では氾濫を起こしやすい場所に限定的に築かれていた。これは当時の技術的・財政的条件に加え、一定程度の洪水の被害を前提に、自然な川の流れを緩和・誘導することを目的とした当時の治水思想によるものである。

深良用水に関わる記録のなかで、新川の南に築かれた土手(須釜土手)がしばしば登場するが、これは石垣づくりであった。こうした土手の部分から取水する場合、樋と呼ばれる土

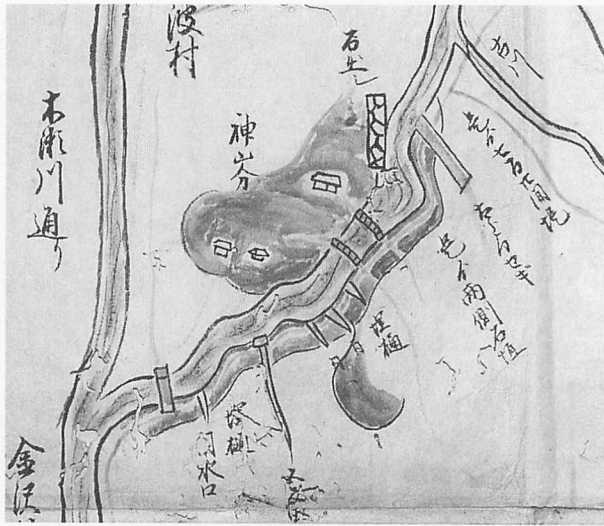


写真1-49 新川(年不詳「深良用水石垣・土手普請場
絵図」部分)(勝又重俊氏所蔵)

手を貫く導管が利用された。写真1-49(『市史』六・三八〇号)ではこれを「埋樋」と記してある。樋の入口には戸によって開閉できる水門が設けられている場合が多かった。

堤防は治水施設であると同時に、用水施設でもあった。河川の水量の乏しいところでは、河川を堤防で堰き止めて灌漑用の溜池を造成した。地域の近世史料からは公文名・茶畑・金沢村内でこうした溜池が確認できる。いずれも前時代に起源を持つものと思われるが、近世においても重要な水源として利用されていた。写真1-50(市川逸郎氏所蔵)は絵図に残る公文名堤である。茶畑村内の溜池は、記録によれば、一八一四(文化十二年)、湧水が乏しくなり、早損がひどくなったため、土手を築いて、溜池を造成したとある(柏木正男氏所蔵「乍恐以書付奉願候御事」)。もっともこの土手を築く前にはすでに土手の形跡が存在していたというから、溜池としての利用の歴史はそれ以前にさかのぼることができる。金沢市内の溜池は土手、水門、樋を備えたものであった。

黄瀬川筋では、しばしば河岸から流水に向かって突き出した堤防のようなものが確認できる。これはその材料

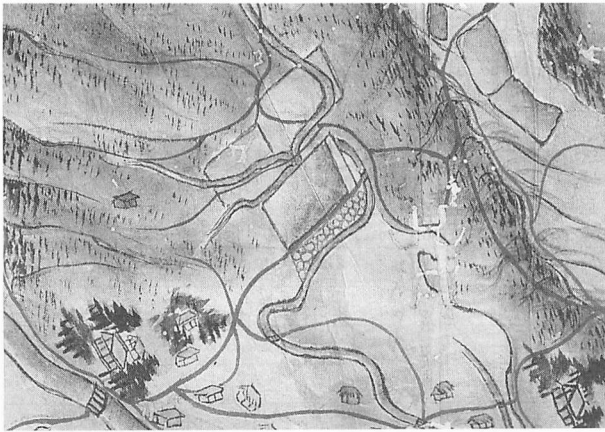


写真1-50 公文名堤(市川逸郎氏所蔵)

によって石出し、土出し、籠出し、牛柁等と呼ばれるもので、流水をはねて反転させて、洪水の流れを緩和し、あわせて流水を誘導するための施設である。黄瀬川では新川落ち口下、御宿古堰、佐野堰、富沢穴堰等堰の付近に石出しがつくられていた(『市史』六一二〇八号)。堤防や石出し等の表面には芝や柳・竹等が植えられていた。これは植生を利用して堤防・石出し等を保護しようとしたものである。側面や根元には、洪水流の衝撃から守るために蛇籠や杭、しがらみ等が敷き詰められていた。

用水施設 の管理

用水施設は、被災による破損や老朽化のため、随時修繕を施す必要があった。また定期的に水路にたまった

土砂を取り除くことも必要であった。こうした作業は一般に用水普請といわれるが、用水普請には、村々が自ら費用を負担して行う自普請と、領主が費用の一部を負担して行う御普請があった。自普請は一般的に小規模な普請で、一村単位の普請のほか、複数村に関わる「寄合普請」があった。寄合普請の場合は、原則として用水施設を共同で利用する村々が、水掛反別に応じて普請人足や費用を分担していた。たとえば、カロウト堰の普請では堰下の上ヶ田・金沢・葛山・御宿・千福村、富沢堰については定輪寺・富沢・一色村が、小柄沢堰については公文名・久根・茶畑村が、大堰については水窪・伊豆島田・上土狩・下土狩・竹原・納米里・中土狩・新宿・伏

図表1-24 小田原藩領村々の寄合普請

	村高 (石)	割当人足 (人)	入用人足 (人)	差引 (人)	人足の派遣先 及び派遣元 (人)
神山	485,865	269	143	126	岩波 126
岩波	78,503	44	330	-286	神山 126, 佐野 94, 竹原 18, 上土狩 15, 下土狩 33
石脇	117,219	65	66	-1	佐野 1
佐野	493,252	273	178	95	石脇 1, 岩波 94
公文名	464,341	223	333	-110	茶畑 3, 下土狩 102, 上土狩 5
茶畑	727,603	444	441	3	公文名 3
麦塚	183,046	88	105	-17	下土狩 17
伊豆島田	317,286	150	216	-66	上土狩 23, 下土狩 43
水窪	62,333	30	54	-24	上土狩 24
上土狩	302,064	145	78	67	岩波 15, 水窪 24, 伊豆島田 23, 公文名 5
下土狩	909,405	437	242	195	岩波 33, 公文名 102, 麦塚 17, 伊豆島田 43
竹原	358,974	172	154	18	岩波 18
	4,499,891	2340	2340	0	

(元文6年2月「酉年下郷拾五ヶ村井堰川除人足積り帳」)

見の各村々が分担していた。もっとも小田原藩領の場合は、用水施設の利用形態にかかわらず支配下の村々が、互いに人足や経費を融通しあって普請を行っている。たとえば神山、岩波、石脇、佐野、公文名、稲荷、茶畑、平松新田、麦塚、伊豆島田、二ツ屋新田、水窪、上土狩、下土狩、竹原の一五か村は小田原藩領の行政区域である御厨下郷を構成するが、毎年、各村にその年の用水普請に必要な人足と籠の総計を図表1-24のように村高に応じて、村々に割り当てている(写真1-51、『市史』六一―一八七号)。もっとも村々が申し出た人足と籠数は、その必要性について寄合で厳密に審査された。たとえば一八〇九(文化六)年、茶畑村が寄合普請を希望した用水樋の掛け替えについては、茶畑村が用水樋の材料として、神山・須山・下和田御林の槻を要望し



写真1-51 元文6年「百年下郷拾五ヶ村井堰川除人足積り帳」
(柏木正男氏所蔵)

ていたのに対し、寄合では、材質が劣るものの手軽に手に入り、運び出しが容易な松を使用することに決定している(『市史』六一二六八号)。こうした小田原藩領の寄合普請は、小田原藩の領内人足の動員が、その契機となっている。

普請の規模が大きくなると、自普請では対処しきれず、御普請となった。御普請の制度は幕領では近世前期に整備されている。一六八七(貞享四)年幕府は、高百石につき五〇人までの普請は自普請とし、これを越えた場合は御普請として、五〇人を越えた人足に対して扶持米を支給するように定めた。これに従って沼津代官小長谷勘左衛門は、富沢穴堰の普請の際、高百石につき五〇人を越える人足に、一人当たり扶持米五合を与えている(『市史』六一一八二号)。しかし一六九三(元禄六)年・一七〇〇年の御普請にあたっては、いずれも高百石につき二五人を越える人足に対し、扶持米が与えられている(『市史』六一一八〇号、一八四号)。幕府の規定は絶対的なものではなく、その時の状況に応じて、柔軟に運用された。また、幕府の御普請といってもその実態は代官が自身の

いる〔市史〕六一一八五号)。

幕府以外の領主の御普請については、それぞれ独自の方法及とられている。金沢村の領主である旗本松平氏の場合は、村内の溜池普請について、自領の七か村から村高にに応じて人足の供出を命じ、費用は自ら負担している。小田原藩の場合は、佐野堰の普請の際に、人足一人あたり、一日米二合五勺を支給している〔市史〕六一五五号)。富沢村他二か村を支配した旗本秋山氏は、水路手当として米二俵ずつ災害にかかわらず、年々下げ渡し、それを積み立てていて、非常時に備えさせていた。臨時の出金が不可能な小さな領主なりの対応とみるべきであろう。それに対して一七七八(安永七)年以降沼津藩になってからは、そうした下げ渡しはなくなり、出水のたびに御普請が行われている〔市史〕六一二四三号)。写真1-52は堀浚い人足に宛てた扶持米切手である〔市史〕六一一九四号)。

複数の領主が共同で行う御普請は、特に、「御割合御普請」と呼ばれた。カロウト堰の普請では、御宿村他四か村の領主である荻野山中藩と旗本が「御割合御普請」を行っている〔市史〕六一二三八号、湯山芳健氏所蔵「乍

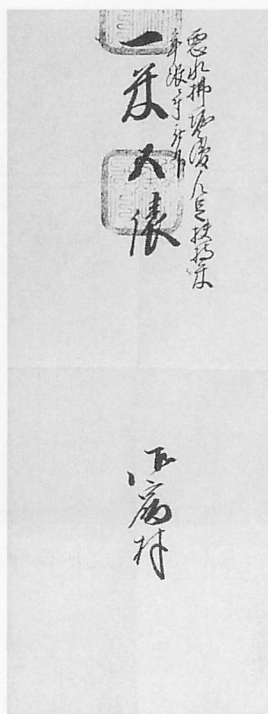


写真1-52 年不詳「御宿村人足扶持米切手」(湯山博氏所蔵)

支配地より費用を捻出していたようである。一七〇一(元禄十四)年、村々が湖水門口の掘り下げを沼津代官に願いだしたところ、代官は入用が多分にかかり、支配所三百石のうちでは賄いきれないと答えて

恐以書付奉願上候」。一八四四(天保十五年)年には御宿村他から荻野山中藩松長役所へ普請見積書が提出されているが、このことは割合普請が領主の内唯一の大名である荻野山中藩によって主導されていたことを示している(湯山芳健氏所蔵「古堰御普請所・新堰用水引き入れ口堤洩れ所ヶ所□」)。さらに大規模な普請については、国役普請が実施された。これについては、「通史編Ⅰ」で解説されているので、参照してもらいたい。御普請の対象となることについては先例が重視されたため、村々では普請の記録を大切に保存し、明細帳にも過去の普請の実績が明記された。

普請人足は次第に、村役から工事に慣れた専門的業者による請負が主流となってきたようである。天明期の深良用水隧道崩落については、茶畑村五右衛門が請け負い、普請で使用する木の納入を落札している(『市史』六一二〇一号)。一八五四(安政元年)にも御普請の入札過程を示す資料があり(『市史』六一二四〇、二四一號)、一七名のものであって入札が行われ、一番安い値をつけた久根村の文七が落札している。一八四三(天保十四)年のカロウト堰の普請、一八四〇(天保十一年)の富沢穴堰普請については、工事を職業とする人々が専業化・集団化した黒鍬によって工事が行われている(『市史』六一二二二、二二四号)。

3 深良用水をめぐる水論

深良村と井組

深良用水をめぐる水論については「通史編Ⅰ」で、宝永、安永期を中心に、井組全体にかかわるものを取り上げた。ここではそれ以外の深良用水に関わる水論を取り上げながら、用水管理の仕組みについて、より幅広くみていきたい。

一六七一(寛文十一)年深良村北方に新川が開削されたが、新川はその年の増水で堤防が決壊し、元締の負担によって復興されている。一七〇一(元禄十四)年にも堤防が決壊しており、このときは水配人の指示によって復旧のための人足及び諸入用を井組が負担し、土砂の流入した田地も井組村々の派遣した人足によって復旧されている。また、深良村では増水時に、堤防からの洩れ水により稲の水腐れも問題になっている。深良用水の開通によって、水元の深良村は慢性的な水害にさらされるようになったのである。

一七〇五(宝永二年)六月二十六日夜、豪雨のため新川が増水、向井田新土手の決壊によって、濁流は深良村内の田畑・屋敷を押し流し、石脇村に及んだ。被害の状況は、土砂が流入した田畑が五町六反五畝十七歩、流出した家屋二軒、家財のみ流された百姓三軒であった。深良村では、一七〇一(元禄十四)年の例にならない、早速水配人甚右衛門に、土砂を除去するために、井組からの救援人足の派遣を求めた。しかし再三の要請にもかかわらず、人足は全く派遣されず、作業は結局深良村単独の負担によって行われた。

その後深良村では土砂の流入した田畑への麦の作付けもできず、被害をうけた百姓二六名が飢えのため小田原藩に食糧を仰ぐ有様となった。そこで深良村では、一六八〇(延宝八)年の小田原藩役人の指示をより所に、久根村を除く井組二八か村を相手取って沼津代官所に出訴した。この指示とは、湖水門より新川が黄瀬川に合流する地点までの普請は、深良用水の恩恵を受けている下流の村々が負担すべきというものであった。しかし沼津代官所ではこれを取り上げなかったため、深良村は今度は評定所に出訴した。これに対して相手村々も返答書を提出し、深良村のより所とする規定は存在しないと主張している。両者の主張を受けて評定所では検使役人を現地へ派遣し、その報告に基づいて一七〇七(宝永四)年二月二十六日付で裁許状(『市史』六一七九号)をくだした。

裁許状では、一七〇一（元禄十四）年の水害で当時の水配人御宿村平次郎が砂濞いを行った事実を記した書状が発見されたことに加え、新川開削によって深良村地内の田地が失われた事情も考慮し、久根村を加えた井組村々が、砂濞いを行うのは「歴然」と、深良村の主張を大筋で認めている。しかし今回の水害は、深良村地内の山水が流入したことも原因の一つであるとして、土砂除去のための人件費は深良村が三分の一、相手村々が三分の二を負担すべきであるとした。なお、村々負担金は深良用水を利用して田畑に應じて、高割とされた。

その後も堤防決壊に伴う水害は頻発し、さらに安永の裁許によって「地水」の田にも用水維持・管理費の負担がかかるようになったため、深良村では年貢負担が増し、ますます不満が高まった。こうした事情もあって、一七八八（天明八）年深良村は、御宿・久根・千福村とともに深良用水水末一か村を相手取り、一七七六（安永五）年の裁許を破棄することを求めて、訴訟をおこした。しかしこの訴えは、結局取り上げられなかった（『市史』八―五―一六頁）。

しかし、願書が却下された翌月の一七九〇（寛政二）年四月、深良村は単独で、久根村を除く二七か村を相手取り評定所に出訴した。訴状『市史』六一―一五―一（号）のなかで、深良村は最近水害に悩まされるようになった原因について次のように述べている。一七八〇（安永九）年、井組二八か村から深良村に対し、用水不足のため箱根水門口の床下げ普請に賛同してくれるよう要請があった。深良村では用水の増加による水害の発生を恐れて一度は断ったものの、新川周辺の水害については井組全体で負担するとの確約を得て、証文を取った上で、二八か村の要請を承諾した。その後床下げが行われて井組全体の用水は潤沢になったものの、深良村内の被害は著しくなったため、深良村では井組村々に援助を求めた。ところが井組村々は深良村に対し、一七〇六（宝永三）年の裁許状を

根拠に、援助は堤防の修復と土砂の除去に限られるとして、深良村の要請を拒否した。これに対して、深良村は納得できずに訴状の提出に踏み切ったのである。

結局、評定所の指示によって、翌年四月に両者の示談が成立（『市史』六一―一五三号）。示談の内容は、二八か村から深良村に出した証文を根拠に、深良村の訴えを全面的に認めたものであった。そして井組二七か村から深良村へ金四〇両・米一五〇俵が代償として支払われることとなった。米一五〇俵はそのまま与えられたが、金四〇両については二八か村の「永代預り」として年一割半の利息をもって金六両ずつ毎年深良村へ支払うこととした。なおその六両は村々に割り当てられて、十一月を限りとして集金係の村へ差し出すこととなった。集金係りの村は井組上、中、下郷二か村ずつ計六か村の年番とした。こうした措置によって深良村の被害には恒常的な補償が与えられることとなった。

一色村と富

沢村の水論

「通史編一」で触れたように、安永期までは水末村々の水不足をきっかけに、井組全体を巻き込んできた。一色村と富沢村の水論がしばしばおこっている。しかし一七七六（安永五）年の裁許後は、水末村々の水不足による訴えは依然として続くものの、大規模な争論はすっかり影をひそめる。ここでは安永の裁許以降に水末村々の訴えを契機に起こった水論を概観しながら、その理由について明らかにしていきたい。

安永の裁許後起こった最初の水論は富沢村と一色村との間のものである。両村はいずれも富沢穴堰から取水しており、堰から取水された用水は富沢村の地内を通して、一色村に分水される。一色村は裁許を、湖水掛りの田への用水を保障する「偏ニ御恵ミ」ととらえ、翌年五月本来湖水掛りでありながら、水不足のため数年来植付けをしていなかった田をにわかに起こし返し、田植え時に水配人に分水を要求した。しかし水配人と年番役人は一

色村の要求を取り上げなかったため、一色村は、領主である旗本稲葉氏の江戸屋敷に出向き、本来利用できるはずの用水が上流の富沢村によって奪い取られているとして、評定所への出訴の口添えを依頼した。こうした事態の展開に対し、七月、拾給役人は改めて一色村の訴状を受理し、富沢村の返答書とともに、三島宿で審理を行った。結局この争論は、千福村・納米里・茶畑・下土狩の名主が仲介に入り、以下のことが決められて九月に示談となった(『市史』六一三〇号)。

①定輪寺・富沢・一色村は水配人によって穴堰で分水を受け、分水後の堰々においては三か村の役人が立ち会って分水を行う。三か村の意見が調整できない場合は、水配人が安永五年の裁許の趣旨に沿って指示を行う。

②一色村・富沢村の地水高を確定する。

③田が畑地となったものは、定書に従って田に戻す。

これによれば、一色村の訴えはほぼ認められたことがわかる。この時期一色村のほかにも中郷の水末村々において、裁許に力を得て、畑地となっていた田の起こし返しが進められた。これに対して一七八〇(安永九)年四月、上郷村々を中心とする一五か村は、これ以上の水田化は井組全体の水不足をもたらすとして、水田化の停止を用水支配役人に訴えた。この訴えは認められ、沼津藩と小田原藩の用水支配役人は、井組村々に対し、同年七月今後の水田化を停止するよう命じている(『市史』六一三三四号)。

大堰下の水論

近世後期の水論で目に付くのは、下郷村々の間でおこった水論である。下郷村々はいずれも、黄瀬川にかかる深良用水水末の堰である大堰下の村々である。大堰で取水された用水は、三俣

西堰^{にせき}で水窪・上土狩・納米里三か村に分水され、その残りが水末の五か村(下土狩・竹原・伏見・新宿・中土狩村)

によって利用された。以下時代の流れに沿って、水論の推移をみていきたい。

(二) 一八一四(文化十二)年五月は雨が乏しく、水門をあけた翌日から早くも水配人が「敵敷」分水を行う状況となった。そうしたなか、水末四か村(下土狩・竹原・伏見・新宿)は、一部田植えができない状況となったため、水配人は、用水を確保するために、四か村が取水している三俣堰手前の堰々からの取水を全て停止させた。これに対して水上四か村(水窪・納米里・伊豆島田・上土狩)は例のないこととして反発したが、二十六日水配人は処置を強行した。その後水配人の処置に反発した水窪村名主茂兵衛は多数の百姓を引き連れ、水配人が去ったあと、にわか三俣西堰に押しかけ、水留めを破壊して、水を引き入れてしまった。水番から知らせを受けた水配人は、直ちに定年番である小田原藩に役人の派遣を依頼。早速小田原藩・沼津藩より役人が派遣され、水窪村百姓らに対する取調べが行われた。水窪村百姓達には、相当の処分が予測されたが、結局深良村等が仲介に入り、その預かりとなって処分を免れた。分水については領主役人の指示の下、六月二日までに滞りなく終了した(『市史』六一五七号)。

(二) 一八五二(嘉永五)年にも田植えの時期に早魃となり、水配人が分水を行っていたが、水末四か村(その後中土狩が入り五か村)の田に水がかからず、六月二日、水末村々は用水掛出役に訴え出た(『市史』六一六〇号)。その後小田原藩・沼津藩の役人の来村によって、水末村々に分水が行われるような処置がとられたが、今度も、さきの水上四か村の百姓達がこれを不満として三俣堰の各堰、番小屋を破壊した。このため、水上村々が派遣役人に呼び出され、取調べが行われた。しかし取り調べの最中に、今度は堰番であった水窪村仁三郎、伊豆島田村清蔵、納米里村伊兵衛らが、無断で水留を取り払ってしまった。結局仁三郎らは、富沢村・一色村・深良村名主等

の斡旋により、処分は免れ、詫び状を提出して一件落着となった(『市史』六一一六五号)。

(三) 一八五五(安政二年)には水末五か村が、穴堰・三俣西堰の堰番が上土狩村から出ているために、水上三か村(納米里、水窪、上土狩)と馴れ合い、勝手に水を引く恐れがあるとして、見廻り人を堰へ派遣した。これに対して水上三か村の百姓達が大勢で見廻り人を打ち据えたため、水末村々は沼津藩に訴えた。沼津藩によって取調べが行われたが、結局一色村名主等が仲裁に入り、今後一年の間穴堰・三俣堰両堰口に限り、常例番(上土狩村)のほか、納米里村より一名ずつ、水末五か村より二名ずつ「立会番」を派遣することとして一件落着となった(『市史』六一一六七号)。

(四) 翌々年の一八五七(安政四年)年、水末村々は「立会番」制度の継続を水上村々に頼んだが、水上村々はこれを拒否したため、水末村々は制度の継続を沼津藩へ願い出た。沼津藩は用水の管理については他の領主にも関係する上、新規のことなので認められなかったが、水末村々は納得せず、再度訴状を提出した(『市史』六一一六九号)。結局五月に小田原宿の扱い人が入り、当年より三か年「立会番」制度を延長することで、示談が成立した(『市史』六一一七〇号)。

(五) 「立会番」制度が期限切れとなる一八六〇(万延元年)年、水末村々は立会番の永続を水上村々に願い出たが、水上村々が拒否したため、水末村々は再び沼津役所に制度の永続を願い出た。水上村々はじめ井組の他の村々(二四か村)は、こうした処置は一七七六(安永五年)年の裁許・定書の内容に反するものであり、これを認めると、各堰に争論が広がる恐れがあるとして、水配人に対し、反対の旨を伝えた(『市史』六一一七三号)。これについて、上・中郷の水配人が水上村々の意見を支持する旨を用水支配役人に上申したのに対し、下郷水配人だけは水末

村々の側を支持する意見を上申した。結果的に領主側は水末村々の申し出を認めなかったため、水末村々は願い出を取り下げた(『市史』六一―一七六号)。

これまでみてきたように、一七七六(安永五)年の裁許以降も、水末村々の水不足を契機とした水論は頻発している。しかし、いずれも安永五年の裁許・定書の趣旨に沿って処置が行われた結果、水論が局地的なものに留まらなくなっていく状況がうかがえる。

第三節 近代と水利

1 裾野地域の水利と深良用水

裾野の水

利環境

水が飲用水としてはもちろん、炊事、洗濯、入浴などの生活用水として、また田の灌漑かんがい、水車動力、工業用水、水力発電などの産業用水として、欠くことができないものであることは、改めていうまでもないことであろう。その水が、裾野地域についていえば、今日では必要なだけ得られるようになった。そうした事情を背景に、水といえは、プールや観光資源としての川や滝など、むしろ遊びやレクリエーションと結びつけて考えられることも多いかもしれない。しかし近代の最初からそうだったわけではない。

裾野地域では、黄瀬川が急激な増水（矢水やみづ＝鉄砲水）で氾濫はんらんしたり、堰を壊したりすることもなく、治水への配慮も欠くことはできなかった。しかし、より以上に恒常的な問題は水不足であって、小河川や沢水、湧水の利用や、江戸時代の深良用水の開削、比較的近年に属する井戸の掘削など、多くの先人の努力の積み重ねによって、今日の良好な水利環境が実現したのである。本節ではそこに至るまでの近代における努力の一端を深良用水を中心にみることにしたい。

深良用水

の意味

近代に入ってもしばらくは、当地域で産業といえは農業と林業であった。畑や森林の生育に必要な水は降雨に依存するが、水田に必要な水は、自然の降雨を何らかの形で人為的に調節して、必要な

時期に必要な量を田に灌漑してやる必要がある。当地域では、もともと河川や沢水、湧水を利用して水田が開かれていたのであるが、江戸時代はじめに深良用水が開削されて畑の水田化や開田が進み、水利慣行も整備されてきた(前節および『市史』六・『市史』八等参照)。

この深良用水の水を引いている田を湖水掛りこすいがかりという。当地域の田のうち、どの程度がその恩恵を受けているのだろうか、まずその実数を把握しておこう。

湖水掛りの水田と在来の河川水や沢水、湧水などを利用する地水掛りじみずがかり、ないし出水掛りすいずがかりとよばれる水田との比率を明示している資料が、近代にはないので、その直近の一八四六(弘化三年)の資料「湖水掛り井組二九ヶ村高明細帳」(『市史』六・二五四号)を用いることにしたい。江戸時代の数値であるが、それは近代に入っても大きな変化はなかったと推定される。

当地方の井組は一八四六(弘化三年)の時点では二九か村がこれに属し、堰の利用関係から上、中、下の三郷に分かれ、総称して井組三郷と称した。二九か村の内、二〇か村は後年裾野市に属することになる。ちなみに後年裾野市を構成する藩制村二四は、右の二〇か村と、深良用水に関係しない須山(十里木を含む)、下和田、今里、大畑の四か村とである。

図表1-25はこの井組二九か村の村高、および田畑それぞれの反別・石高と、田のうち、湖水を利用している田(湖水掛り)と湧水や川水を利用している田(地水掛り、出水掛り)それぞれの反別・石高を一覧にしたものである。そしてここから項目を選びパーセンテージを算出したものが図表1-26である。

図表1-26によれば、井組三郷全体では、耕地面積(畑+田)の内、田の面積(反別比率は五四・六パーセント)、その内

湖水掛りは七六・四パーセントである。これに対し、裾野市域に属する二〇か村では、田の比率は五二・七パーセント、その内湖水掛りは七一・九パーセントである。

裾野市域についてみると、反別（面積）比で、上郷の村々は、田の比率が四三・四パーセント、その内湖水掛りが七三・七パーセントである。中郷の村々は田の比率が六二・〇パーセント、その内湖水掛りが六五・三パーセントである。下郷は、田の比率が七二・四パーセント、その内湖水掛りが九七・四パーセントである。山から平地に下るに従い水田面積の比率が大きくなっている。そして用水では、中郷はやや地水に恵まれているが、下郷は圧倒的に深良用水に依存している。上郷はその中間である。但し、村による差はかなりあり、これが明治になって麦塚村が井組を脱退した背景であろうことは後述する。

大まかにいえば、井組三郷全体としても、またその内の裾野市域の村々全体としても、面積比で、田は耕地の約半分強であり、その田の七割以上を湖水が潤しているといえる。当時の主産業は水稻農耕であり、年貢も、換金も、主食も、基本はこれによっていたことを考えれば、田の七割以上を、安定的に水田として機能せしめている湖水の重要性は極めて大きいといえよう。

深良用水への依存度は、石高の比率で見ると、さらにずっと高くなる。井組三郷全体では、田方の石高が村高に占める比率が七二・九パーセントであり、その内湖水掛りの比率は七六・八パーセントである。また裾野市域の村々全体では、田方石高の比率が七一・二パーセントであり、その内湖水掛りの比率は七二・八パーセントである。

裾野市域についてみると、田は面積比では、耕地面積の五二・七パーセントを占めるにすぎないが、石高では村高全体の七一・二パーセントを占めるということもできる。図表1-26の田畑の石高合計は、検地による村高とほとんど等しい

第2章 裾野の水

田方反別	出水掛り高	出水掛り反別	湖水掛り高	湖水掛り反別	田の比率・高	田の比率・反別	湖水掛り比率・高	湖水掛り比率・反別
2,655	8,632	792	24,793	1,863	78.6	69.6	74.1	70.1
2,221	11,574	1,054	15,188	1,167	79.4	72.4	56.7	52.5
966	0	0	11,461	966	80.5	58.4	100.0	100.0
1,418	0	0	15,027	1,418	76.0	46.7	100.0	100.0
5,191	40,434	3,715	18,000	1,489	77.1	65.0	30.8	28.6
2,854	33,775	2,714	1,595	140	56.7	36.1	4.5	4.9
1,290	12,478	1,006	3,619	284	75.5	59.0	22.4	22.0
310	0	0	3,602	310	70.7	44.5	100.0	100.0
800	0	0	9,639	800	69.3	50.7	100.0	100.0
4,707	0	0	58,265	4,707	84.7	69.8	100.0	100.0
957	3,386	276	7,839	681	83.2	77.9	69.8	71.1
1,715	16,439	1,386	3,414	329	68.2	51.5	17.1	19.1
2,492	0	0	29,744	2,492	68.9	52.8	100.0	100.0
1,228	10,640	869	2,985	369	75.3	63.3	21.9	30.0
2,368	0	0	25,224	2,368	78.3	62.3	100.0	100.0
1,141	3,526	289	7,292	851	68.2	61.6	67.3	74.5
345	2,696	278	490	67	29.1	20.9	15.3	19.4
2,501	0	0	25,318	2,501	65.5	35.5	100.0	100.0
681	8,343	642	573	41	21.1	8.6	6.4	6.0
1,920	7,692	637	22,243	1,283	67.3	43.1	74.3	66.8
113	0	0	1,226	113	55.6	42.8	100.0	100.0
9,165	22,196	1,996	88,051	7,169	74.8	62.8	79.8	78.2
3,732	0	0	43,054	3,732	76.4	57.8	100.0	100.0
2,618	0	0	27,241	2,618	81.9	69.5	100.0	100.0
6,012	256	27	72,760	5,985	75.2	54.2	99.6	99.5
2,192	902	90	23,801	2,102	80.2	64.2	96.3	95.8
2,887	0	0	35,782	2,887	91.9	85.7	100.0	100.0
1,405	0	0	17,211	1,405	93.2	90.2	100.0	100.0
1,122	0	0	12,984	1,122	82.5	70.3	100.0	100.0
67,006	182,969	15,771	608,421	51,259	72.9	54.6	76.8	76.4
40,396	129,113	11,368	346,557	29,052	71.2	52.7	72.8	71.9
17,894	55,093	4,711	157,817	13,194	63.8	43.4	74.1	73.7
18,905	73,118	6,567	147,728	12,351	77.6	62.0	66.8	65.3
3,597	902	90	41,012	3,507	85.1	72.4	97.8	97.4
22,463	105,307	8,811	162,826	13,663	63.1	42.8	60.7	60.8
25,638	4,544	393	297,867	25,245	80.4	64.6	98.4	98.4

空欄を補い、算出。結果はほぼ村高と一致。なお千福村は村高中に小物成高2石1斗を含む。新宿村数値は不審。

5) 伏見村は村高から、千貫樋分を除いた。

6) 比率の計算にあたっては、小数二位以下切捨て。

第3節 近代と水利

図表1-25 井組二十九ヶ村の湖水掛り比率一覧

現行政区分	三郷	藩制村名	高	高 検 算	反別合計	畑 方 高	畑方反別	田 方 高
現裾野市	中	久根村	42,502	42,521	3,813	9,096	1,158	33,425
現裾野市	中	公文名村	33,702	33,701	3,065	6,939	844	26,763
現裾野市	中	稲荷村	14,231	14,231	1,654	2,770	688	11,461
現裾野市	中	平松新田	19,767	19,766	3,032	4,739	1,614	15,027
現裾野市	中	茶畑村	75,760	75,759	7,979	17,325	2,788	58,434
	上	神山村	62,310	62,309	7,900	26,939	5,046	35,370
現裾野市	中	麦塚村	21,311	21,311	2,183	5,214	893	16,097
現裾野市	中	ニツ屋新田	5,090	5,090	696	1,488	386	3,602
現裾野市	上	岩波村	13,902	13,902	1,577	4,263	777	9,639
	下	中土狩村	68,719	68,719	6,739	10,454	2,032	58,265
	下	新宿村	13,490	12,644	1,228	1,419	271	11,225
	上	一色村	29,079	29,078	3,325	9,225	1,610	19,853
	下	伏見村	43,167	43,167	4,719	13,423	2,227	29,744
現裾野市	上	富沢村	18,083	18,082	1,939	4,457	711	13,625
	下	納米里村	32,179	32,179	3,799	6,955	1,431	25,224
現裾野市	上	上ヶ田村	15,860	15,858	1,852	5,040	711	10,819
現裾野市	上	金沢村	10,949	10,948	1,649	7,762	1,304	3,187
現裾野市	上	御宿村	38,645	38,644	7,044	13,326	4,543	25,318
現裾野市	上	葛山村	42,104	42,102	7,869	33,186	7,188	8,917
現裾野市	上	千福村	44,465	44,254	4,448	14,319	2,528	29,935
現裾野市	上	定輪寺村	2,204	2,204	264	978	151	1,226
現裾野市	上	深良村	147,315	147,314	14,572	37,067	5,407	110,247
現裾野市	中	佐野村	56,325	56,324	6,447	13,270	2,715	43,054
	下	上土狩村	33,238	33,237	3,765	5,996	1,147	27,241
	下	下土狩村	97,028	97,026	11,078	24,010	5,066	73,017
現裾野市	下	伊豆嶋田村	30,788	30,788	3,411	6,085	1,219	24,703
	下	竹原村	38,897	38,897	3,368	3,115	481	35,782
現裾野市	下	水窪村	18,463	18,463	1,556	1,252	151	17,211
現裾野市	中	石脇村	15,721	15,721	1,594	2,737	472	12,984
井組総計			1,085,295	1,084,239	122,565	292,849	55,559	791,395
裾野市域			667,188	666,983	76,644	191,313	36,248	475,674
裾野市域	上郷		333,527	333,308	41,214	120,398	23,320	212,913
裾野市域	中郷		284,410	284,424	30,463	63,578	11,558	220,847
裾野市域	下郷		49,251	49,251	4,967	7,337	1,370	41,914
上郷全域			424,916	424,695	52,439	156,562	29,976	268,136
下郷全域			375,969	375,120	39,663	72,709	14,025	302,412

注1)「弘化三年 湖水掛り井組二十九ヶ村高明細帳」(『市史』六-254)より作成。

2)単位は、高は升、反別は畝(合以下及び歩は切捨て)

3)伏見村と上ヶ田村は相給を合算、一村として計算。

4)「高」は村高、「高検算」は高=畑方高+田方高(出水掛り+湖水掛り)として、資料の

図表 1-26 湖水掛りの田の比率

	田の比率・村高比 田方高/村高	田の比率・耕地面積比 田方反別 /反別合計	湖水掛り比率・田方高比 湖水掛り高 /田方高	湖水掛り比率・田方反別比 湖水掛り反別 /田方反別
上郷	63.1%	42.8	60.7	60.8
裾野市域上郷	63.8	43.4	74.1	73.7
中郷	77.6	62.0	66.8	65.3
裾野市域中郷	77.6	62.0	66.8	65.3
下郷	80.4	64.6	98.4	98.4
裾野市域下郷	85.1	72.4	97.8	97.4
三郷全体	72.9	54.6	76.8	76.4
裾野市域三郷	71.2	52.7	72.8	71.9

注：図表 1-25 より作成。パーセンテージは小数 2 位以下切捨て

から『市史』三一九〇二頁解説二表天明、天保期参照）、裾野市域の村々の公定生産高（村高）の七割強が田から生み出されるものとみなされていたわけである。そうしてその田が生み出す生産高の七二・八パーセントが湖水によって潤っていた。そうしてみれば面積比では全耕地面積の三六・九パーセント（ $0.52 \times 0.71 = 0.369$ ）の湖水掛りの田が、生産高全体の五一・一パーセント（ $0.71 \times 0.72 = 0.511$ ）を賄っていたのである。これは主として、石高制の下で、田の石盛（反当り公定収穫高）が畑のそれより高かったことによると思われるが、深良用水がなければ、田を畑に戻すしかなく、村高の大幅低下は避けられなかったろう。深良用水は当地を水田地帯として機能させ石高を増す上で大きな役割を果たしていたのである。

深良用水の持つ意味は水田化や開田、生産力の向上というにとどまらない。本来地水を利用した農耕で小規模な集落を形成していた村を、用水を利用した大規模な開田が進むことで、集落や村の景観まで変えたりうと思われる（『市史』八一三章一節参照）。そして当然のことながら、農事慣行や生活習慣もこうした水利環境と関わりつつ展開してきたのである（『市史』七参照）。

2 逆川訴訟

事件の発生

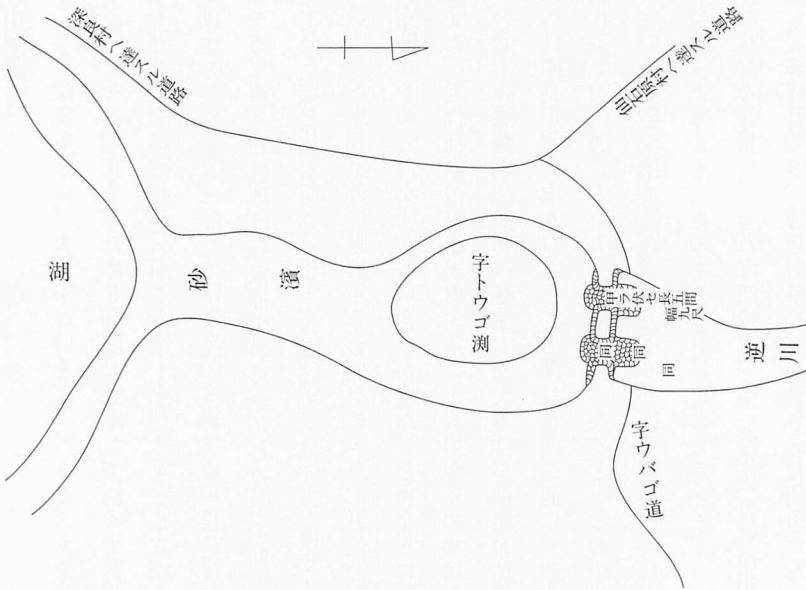
深良用水は、大まかにいえば、芦ノ湖の水を箱根山の外輪山に隧道をくりぬいて黄瀬川に落とし、その加水された水を各堰で分水して村々で利用するという仕組みになっている。江戸時代には幕府の許可を得て掘削が行われ、湖水を使う権利は安定していた。しかし明治維新によって、用水を使う駿河には静岡県が誕生し(一八七二)、芦ノ湖や水門を擁する相模には神奈川県が誕生し(一八七六)て用水関係の管轄が二分される一方、芦ノ湖自体は箱根権現の神領から皇室の世伝御料となり、直接には宮内省御料局の管轄になる(一八八七)などの変化があり、用水の法的権利を改めて確定する必要が生じた。また井組の組織も近代国家、近代社会に適応した水利組合に脱皮する必要があった。近代国家のなかで、近世以来の水利慣行や水利組織はそのまま安定的なものとは必ずしもいえなかった。どのようにして新たな位置付けを獲得したのであろうか。その過程からまた、近代社会の質を照射することもできるのではなからうか。

近代への適応の過渡期に最初に発生した大事件が逆川事件であった。

芦ノ湖には深良用水の取水口としての深良水門の他に、余水の排水口としての逆川口水門があり、これは神奈川県を流れる早川はやに通じている。明治時代になると、この早川筋の村々から芦ノ湖の水を開田や産業の用水に利用したいという要望が出てきた。もとより井組三郷の村々にとっては用水の減少は死活問題であり、開削以来の権利、既得権もあることであるからこれに応じなかった。

こうした状況を背景に、一八九四(明治二十七年)六月に逆川口の堰き止め施設が何者かに破壊されるという事件が発生し、静岡県知事、神奈川県知事も巻き込む紛争になっていた。そしてその事件がまだ決着しない一八九

図表 1-27 箱根湖減水ノ当時貯水中字逆川附近ノ図
 1896年5月1日付告訴に添付された逆川附近の
 図(芦湖水利組合所蔵)



六(明治二十九)年四月十二日、水利組合の見回り人が、早川筋の村々に雇われた大勢の人夫が逆川口を切り下げているのを発見し、用水管理者の小泉村長に報告した。逆川事件の発生である。用水管理者側では翌十三日小泉村書記堀内保蔵、水配人杉山角平・鈴木新平ら三名が実地検分を行って破壊事実を確認する一方、十八日小泉村役場で「関係村長地主総代協議会」を開き、出訴することと、上京して関係官庁要路に陳情することとを決め、直ちに行動に移った。そして四月二十八日小泉村役場に「各字協議会議員」を招集し、「将来の方針確定刑事告訴」を決めた(『市史』六・三〇一、三〇二、三〇三号)。

こうした事態は直ちに村民の知るところとなり、村民は非常に激昂した。一千余名を集め仙石原へ押し寄せようとか、主犯とみなした須永傳蔵を殺せなどの声も上がったという(『深良用水の沿革』

以下『沿革』と略称、一三七頁)。緊迫した状況のなかで、五月箱根湖用水掛深良村外六か村水利組合は破壊事件の責任者として神奈川県仙石原村長外二名を沼津警察署に告訴した。以下訴訟の経過を追ってみよう。(訴訟資料は『市史』六所収による。引用文中…は中略を示す。)

告 訴

一八九六(明治二十九)年五月一日付けで、告訴状が静岡県沼津警察署長警部井上善一宛てに提出された。告訴人は、「箱根湖用水掛深良村外六ヶ村水利組合」を代表して静岡県駿東郡小泉村長菅沼佐太

郎、長泉村長米山藤三郎、深良村長小林由太郎の三名であり、被告訴人は神奈川県足柄下郡仙石原村長勝俣澤次

郎、同県同郡大窪村長市川文次郎、同県同郡仙石原耕牧舎須永傳藏の三名であった。告訴の趣旨は

(一) 被告訴人は逆川口の堰留め場所甲ラ伏セの石堰を一八九六年四月十二日破壊したが、

(二) 箱根湖用水については、「寛文六午年政府ノ許可ヲ得テ該湖水ヲ以テ駿東郡井組二九ヶ村田地高六千八十九石七斗四升五合ノ地面(改正以来高ヲ廢シテ田反別五百二十五町四反三畝十五歩ト改ム)へ使用スルコトナレリ、之レ則チ当水利組合七ヶ村ノ田用水・飲料水ノ水源ニシテ、逆川ト称スルハ強雨急水等ニヨリ湖水充滿シタルトキ、甲ラ伏セノ上ヲ乗流スルノ外、常ニ流水更ニ之レナシ」といふ慣行、実績があること。

(三) 該所の水利組合の使用権については一八八一(明治十四)年九月三日第一号証の通り証明される、また修繕に ついても「明治七年五月九日第二号証ノ通り静岡県権令ノ許可ヲ得テ官費ヲ以テ逆川等ノ修繕ヲ為シタル」ことその他を証明できること。

(四) それゆえ被告訴人の不法な破壊行為を放置できない、として告訴したのである。この告訴状は静岡県を経由して横浜地方裁判所に送られた。ついで水利組合は六月十七日横浜地方裁判所長秋山源藏宛に破壊工事復旧費

として一四〇円八五銭を被告に賠償させる私訴状も別途提出した(『沿革』一三九頁)。

これに対し、裁判所では十二月一日逆川破壊個所の実地検分を実施するとともに、双方から言い分を聞いた。そうして同月十六日横浜地方裁判所刑事第一部で判決を言い渡した。

横浜地裁判決

判決は「被告三名ハ申合せ明治二十九年四月十二・十三ノ兩日ニ互リ多数ノ人夫ヲ^{マカ}転替シ、該水口中其一方ハ全ク是ヲ閉塞シ他ノ一方ハ凡ソ二尺許掘リ下ケタルハ事実ナルモ、右所為ハ犯罪タリトノ証拠十分ナラサルニ付、刑事訴訟法第二百三十六条・第二百二十四条ニ懸リ処分スヘキモノトス。被告沢次郎・文次郎・傳藏ハ各無罪」。犯罪である証拠不十分であるから被告無罪、原告全面敗訴である。

これに伴い私訴のほうも「民事原告ノ訴ハ之ヲ却下ス。私訴費用ハ民事原告ノ負担トス」とされた。こちらも原告全面敗訴であったが、その理由は原告三人が、七か村を代表する資格がないと見なされた結果、損害賠償提訴の資格を認められなかったためである。

東京控訴院上告棄却判決

これに対し、横浜地方裁判所検事正渡辺融は「無罪ノ判決ヲ失当トシテ」控訴した。これを受けた東京控訴院は一八九七(明治三十)年三月三十一日「本件控訴ハ之ヲ棄却ス」との判決を下した。ここでも原告全面敗訴であった。

理由は、被告が「甲ラ伏セ又ハ亀腹ト称スル堰留ニケ所ノ内一ハ之ヲ埋立テ一ハ之ヲ破壊シタル事実ハ明白」とする一方で、仙石原村外七か町村には「古来自然ニ早川ニ流出スル箱根湖水ノ使用権」があるとの認定を掲げ、また深良村外二八か村による寛文年間の開削事実や堰留・水閘すゐかたの設置事実、その堰留・水閘の管理が全く深良村外二八か村によって行われていた事実などを認める一方で、これは深良村外二八か村に「他ヲ排シテ湖水ノ専用

権ヲ得タルモノニアラス」と断ずるなど、要するに被告町村の「古来自然ニ有スル湖水ノ使用権」は侵されないと認定したためであった。さらに原告側が「近年……旧慣ニ背キ平時ト雖モ水閘ノ戸一枚ヲ開放」したり、「修繕ト称シテ漸次逆川口ノ堰留ヲ高クシ」たりして「湖水ノ早川ニ流下スルヲ阻害シタル形跡アル」とも認定する。

これらのことから「被告等ハ……専ラ被告等町村カ有スル湖水使用権ヲ保護スルノ意思ヲ以テ該堰留ヲ埋立テ又ハ破壊スルニ至リタルモノ……、以テ被告等ノ右所為ハ水利妨害ノ罪トシテ罰スヘキモノニアラス、因テ刑事訴訟法第二百二十四条ニ依リ無罪」としたのである。要するに被告側は自らの有する水利権を保護するために甲ら伏を破壊したのであるから、水利妨害罪にはあたらないのである。

また損害賠償に係る私訴の方は、第一審の敗訴に鑑み、水利組合七か村長全部を私訴原告人として、控訴したが、この方も公訴無罪に伴い「原告ノ請求ハ相立タス」とされた。

大審院への上告

これに対し、「公訴判決ニ対シテハ、原院検事長野村維章ヨリ、私訴判決ニ対シテハ小林由太郎外六名代理人鈴木充美ヨリ各上告ヲ為シ」た。訴訟は大審院だいしんいんに持ちこまれたのである。

原院検事長野村維章の上告趣意は、大審院の判決書の引用しているところによれば、以下のように詳細且つ峻厳げんを極めるものであった。

二審判決は「偶寛文年度ニ至リ……田地灌漑ノ為メ幕府ノ許可ヲ受ケ云々、兼テ湖水ノ水量ヲ過度ニ減少セシメサル為メ、逆川口即湖水ノ早川ニ落ツル所ニ堰留工事ヲ施云々、爾来水閘ハ勿論堰留工事モ亦深良村外二八ヶ村ノ管理ニ属シ被告等町村ニ於テハ之ニ干渉シタルコトナカリシ云々」と掲げ、又被告沢二郎・文次郎・伝蔵が「堰留ニヶ所ノ内一ハ之ヲ埋立テ一ハ之ヲ破壊シタル事実ハ明白ナルモ」云々と掲げているわけであるから、東

京控訴院は、

一 「逆川口ニ於テ甲ラ伏セ水利工事ハ駿東郡深良村外六ヶ村ノ築造ニ係リ同工事ニ付テノ管理權ハ即チ駿東郡深良村外六ヶ村ニ專屬スル事実」、および、

二 「被告等ニ於テ……甲ラ伏セ水利工事ヲ駿東郡民ノ承諾ヲ得スシテ擅ニ破壊シタル事実ヲ認メタルモノト看做ササルヲ得ス」。

然るに無罪を言い渡した理由は以下の四項に帰着する。

一 「駿東郡民ハ湖水ノ専用權ヲ得タルモノニアラス即被告等町村ハ古来自然ニ有スル湖水ノ使用權ヲ全ク喪失シタルモノニアラサルコト」

二 「近年……駿東郡民ハ旧慣ニ背キ……水閘ノ戸一枚ヲ開放シ置キ湖水ノ早川ニ流下スルヲ阻害」したること

三 「近年……駿東郡民ハ……旧慣ニ背キ修繕ト称シテ漸次逆川口ノ甲ラ伏セ水利工事ヲ高クシ以テ湖水ノ早川ニ流下スルヲ阻害」したること

四 被告等は其の町村水利委員として、其の町村の水利使用權を保護する意思で行動したること

しかしこれら四項の理由は刑法上無罪の理由にはならない。何となれば、

一 第一項は「絶対的無憑拠ノ認定ナリ」。提出された証拠中にそれを示す証拠は無く、かつ被告町村は往時湖水の需用が無かった。

仮に被告の言い分を認めたとしても、甲ら伏せ水利工事をほしのままに破壊する權利を生じない。被告が自らの水利上の損害を受け、その回復をしたいというなら、民事或いは刑事裁判所で駿東郡民を訴追するし

か方法はなく、「水利工事ヲ破壊シタルハ法治国ノ秩序ヲ紊乱スルモノニシテ其無政府的所為ハ疑モナク水利妨害ノ罪ヲ構成スル」。

二 第二項は駿東郡民が水門を広げたという主張を「之ヲ真実ナリト為スモ、」甲ら伏の管理権が水利組合にあるという「法律的關係ハ」それによって、いささかも変更はないのであるから、それは民事訴訟で解決されるべきで、「被告等ハ為メニ俄ニ甲ラ伏水利工事ヲ破壊スルノ權利ヲ所得スルコトナシ」。

三 第三項は「之ヲ真実ナリトナスモ、……本案ノ所為ヲ罪トナラズト断定スルヲ得ス」。そもそも絶対的無憑拠である。

仮に言い分を認めたとしても、

(一)「被告等ハ暴行ニ對抗スルニ暴行ヲ以テシタルモノ」で、「我法治国ニ在テ……個人ハ自ラ随意ニ其争件ヲ裁判シ自ラ随意ニ強制執行ヲ為シ」てはならない。

(二) 論理矛盾も在る。「漸次逆川口ノ堰留ヲ高クシ」の語によれば、近年不当に高くした部分の破壊は罪とならないとしても、旧慣による正当の部分については有罪のはずであり、一括無罪はおかしい。

四 第四項については、私利のための行為よりは犯情が軽いとしても、水利妨害の罪は罪である。

五 このように「適法ニ理由ヲ附セズ」、よって「違法ノ判決タルヲ免レス」、「原判決ヲ破毀更ニ相当ノ判決アラントトヲ」と主張した。

要するに、東京控訴院が「逆川口ニ於テ甲ラ伏セ水利工事ハ駿東郡深良村外六ヶ村ノ築造ニ係リ同工事ニ付テ管理権ハ即チ駿東郡深良村外六ヶ村ニ専属スル事実」と被告等が「甲ラ伏セ水利工事ヲ駿東郡民ノ承諾ヲ得ス

シテ擅ニ破壊シタル事実ヲ認め」ている以上、水利妨害罪が成立する事は明白である、とする。そしてもし「古来ノ水利権云々」と言うなら、それは「絶対的無憑拠」ではあるが、刑事ないし民事裁判で争うべきで、堰を實力で破壊して良いということにはならない。それは法治国を否定する無政府的行為だと断罪するのである。

また近年原告が旧慣を超える工事をしているとする被告の主張についても、その事実を認めず、仮にそう主張したいならばやはり別に訴訟を起こすべきで、実力行使をしてはならないとする。法治国の秩序を全面的に押し出すのである。

さらに東京控訴院判決の「漸次逆川口ノ堰留ヲ高クシ」の語によれば、近年不当に高くした部分の破壊は罪とならないとしたところで、旧慣による正当の部分のあったことは認めているはずであるから、少なくともその破壊については有罪のはず、と控訴院の論理矛盾も突いていた。

確立していると認定した水利慣行の侵害に対する断罪、実力行使による侵害に対する法治国家の立場からの指弾、東京控訴院判決自体の論理矛盾の指摘、これらは大審院を動かしたようである。

大審院の判決 上告を受けて大審院は、一八九七(明治三十)年七月八日大審院刑事聯合部公廷で、検事岩田武(明治三十年) 儀立会、裁判長判事原田種成外判事一二名のもとで、次のような判決をいい渡した。

東京控訴院は逆川堰留工事を、原告村々が行う旧慣は認めているわけであり、「其旧慣アル丈ケハ即チ民事原告村ノ水利工事ナルコト随テ明カナリ……然ラハ……破壊シタル所為ニシテ右旧慣ニ存スル部分ニ達スルニ於テハ其水利妨害ノ所為タルコト勿論ナリ。」

然るに判決は前段で「堰留ニケ所ノ内一ハ之ヲ埋立テ一ハ之ヲ破壊シタリトアリテ堰留全部ヲ破壊シタルモノ

ト認メタルモノノ如クナルニ」後段では「旧慣ニ背キ云々修繕ト称シ漸次逆川口ノ堰留ヲ高クシ以テ湖水ノ早川ニ流下スルヲ阻害」しとあって、被告等が破壊したのは、旧慣に背いて高くした部分に止まるように読める。

「結局原判決ハ有罪無罪ノ分ルル重要ノ事項ヲ確定」してない「理由不備ノ不法」があるので「公訴ノ判決ハ全部破毀」、「随テ私訴ノ判決モ亦全部破毀」とし、名古屋控訴院に移送、と判決した。

東京控訴院の本来の主張である「古来ノ權利」を論拠とする水利権の保護回復のための行為論は全く採用せず、むしろ東京控訴院の論旨の内から「其旧慣アル丈ケハ即チ民事原告村ノ水利工事ナルコト随テ明カナリ……然ラハ……破壊シタル所為ニシテ右旧慣ニ存スル部分ニ達スルニ於テハ其水利妨害ノ所為タルコト勿論ナリ」と水利妨害罪の成立を導き出しつつ、それを論拠に同判決の論理矛盾を突き、有罪とも無罪ともとれる「理由不備」の判決であるとして原判決破棄としたのである。原院検事長野村維章の上告趣意、なかでも積み重ねられた水利慣行の重視と東京控訴院判決自体の持つ論理矛盾の指摘とは、基本的に生かされているとみられよう。

名古屋控訴院判決 大審院より移送を受けた名古屋控訴院では、一八九七(明治三十)年十月二十日同院刑事部で裁判長
 刑事乾孚志のもとで、「明治二十九年十一月十六日横浜地方裁判所ニ於テ言渡シタル第一審判決ニ

対スル検事ノ控訴審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ」として「被告等ハ右堰留工事ハ深良村外七ヶ村カ其權利ヲ以テ設置ニ係ル事実ヲ熟知シナカラ該村ノ水利ヲ自村ノ便益ヲ図ランコトヲ共謀シ、明治二十九年四月十二・十三ノ兩日多数ノ人夫ヲ督シ前記ニヶ所ノ堰留ノ内、西ノ口土石ヲ以テ之ヲ填塞シテ堤防トナシ東ノ口ハ右甲ヲ伏ヲ破壊シテ之ヲ撤去シ、且河底ヲ浚深シ……以テ深良村外七ヶ村ノ水利ヲ妨害シタリ、……右被告等ノ所為ハ刑法第四百十三條ニ該ルヲ以テ同條ニ依リテ処断スベキモノトス」と断じ、「原判決ハ之ヲ取消ス。被告澤次郎・

文次郎・傳藏ヲ各重禁錮一月附加罰金二円ニ処ス、公訴裁判費用ハ其全部ヲ被告三名ニ於テ連帶負擔」との判決を下した。

また私訴についても一八九七(明治三十)年十月二十日名古屋控訴院刑事部は裁判長判事乾孚志のもとで「被告ハ連帶シテ原告ノ請求スル金百四十円八十五錢ヲ原告ニ支払フヘシ」との判決を下した。

公訴、私訴とも原告全面勝利であった。公訴についてみれば、甲ら伏の堰留工事を破壊したのは旧慣として成立している「深良村外七ヶ村ノ水利ヲ妨害」したものであるから、横浜地裁が行った犯罪の証拠不充分という認定は失当であるとして、同地裁の原判決を取り消したのである。

かくて、横浜地裁―東京控訴院系統の判決と大審院―名古屋控訴院系統の判決と、二様の判決が出た。前者は被告無罪、後者は被告有罪という根本的な相違がある。この違いは何に由来するのであろうか。

前者の内、横浜地裁が甲ら伏破壊の事実を認めながら、犯罪とする証拠が不充分とした理由は明文がないのでよく分らない。東京控訴院が無罪とした理由の基本には、被告村々にも、箱根湖水を使用する古来からの権利がある、という認識があり、且つ近年その権利が原告村々によって不当に侵害される傾向にあったという判断があったと思われる。そこから、権利回復としての行動は「水利妨害」とはいえないという判断を導き出していたのである。

これに対し、後者は、先験的な古来の権利の主張を採用せず、事実として積み上げられ、証拠書類としても確認できる水利慣行を権利として前提とすべきだという考え方を取っており、寛文年間の開削事実、それ以来の用水慣行の事実を重視している。そうしたなかで、逆川口水利工事については箱根湖用水掛水利組合の権利として

確立しており、かつその範囲内の工事であると認定し、従って箱根湖用水掛水利組合に無断で、実力でもって破壊することは、この権利を侵害し、ひいては同組合の水利を妨害したと判断するのである。こうした見解の相違は再度の上告審で改めて争われる。

明治三十一年逆川 名古屋控訴院判決に対し、今度は被告側が「原院カ認メタルカ如キ犯罪ヲ為シタルコトナ事件大審院判決 キニ……、有罪ノ判決……不法ナリ」として上告した。これに対し、大審院第一部公廷は

一八九八(明治三十二年)一月二十一日、裁判長判事原田種成外判事六名、書記一名の構成を以って「本案公訴私訴ノ二告ハ共ニ之ヲ棄却ス」という審判を下した。

その判決は「説明」において被告側弁護人の主張に一々答えるという懇切なものであったが、そのなかで最大の争点となったものは上記の見解の差からくる論点であったと思われる。即ち被告側は改めて「古来ノ権利」を持ち出すと共に、ことに一八九四(明治二十七年)以来の抗争を強調し、一八九五(明治二十八年)年の原告側の石塁築造は旧慣の域を超えていると主張し、この点の判定を執拗に求めるのである。弁護士岡崎正也の上告趣意拡張書から検討してみよう。

岡崎は主張第一点でまず古来の湖水使用の経過を述べ、「仙石原村外七ヶ町村ハ、古来右河水ヲ飲用田用ニ利用シ来タ」ったことを強調する。そして一転「然ルニ近来……堤塘堰止メ口ノ修築ヲ名トシ数々早川水権者ノ古来ノ水権ヲ妨害スルノ傾キアリ」と原告村々の近年の行為を批難し、ことに一八九四年以来の紛争を取り上げ、次のような経過を指摘する。即ち、原告村々は一八九四年甲ら伏を高め、逆川流水を全く閉塞したので被告村々は原形に復した。ところが原告村々が一八九五年石垣を築くに至ったので、仙石原村外七ヶ町村は水利委員を選

挙して、一八九六(明治二十九)年一月二十五日連合會議で新設石塁取り払いを決議し、同年一月二十五日被告等が逆川流水を原状に復したのである。

従つて、判決に當つては「先ツ被告等が取払ヒタル……明治二十八年中改造セシ其所謂甲ラ伏ナルモノハ果シテ旧慣ニ反スルモノナルヤ否ヤヲ決スヘキ」と強調し、名古屋控訴院は、「明治二十八年ノ建設ニ係ル石塁ハ旧慣ニ適スルヤ否ヤニ至リテハ毫モ確定スル所ナキ」、よつて「仮ニ有罪ト為スモ石塁破壊ノ行為ハ如何ナル程度ニ於テ犯罪ヲ構成スベキモノナルヤ右重要ノ事項ヲ決セサリシハ不法」と批判した。

これに対し、大審院は事実とするところの詳述については上告審では判所を与えず、としつつ、被告が「第一回上告判決(大審院判決……引用者)ヲ援引シ、深良村等カ旧慣ニ反スル工事ヲ為シタルハ確定ノ事実ノ如ク論スルモ、該判決ハ前第二審判決(東京控訴院……引用者)」が、その前段で深良村等が、堰止工事をする旧慣を認め且つ、被告等が堰止工事の全部を破壊したと認めながら、その後段で破壊したのは旧慣に背いた部分だけといつているのは「結局有罪ノ分ルル重要ノ事項ヲ確定セサルモノニシテ即チ理由不備ノ判決ナリトシテ破壊シタルニアリテ、決シテ争点事実(明治二十八年ノ建設ニ係ル石塁ハ旧慣ニ適スルヤ否ヤ)……引用者)ヲ指定シテ移送審判セシメタルモノニ非ルコトハ該判決ニヨリ明確ナリ」と述べる。

即ち前回の大審院判決は、原告による一八九五(明治二十八)年の工事が旧慣に適合した工事であるか否かを判定せよと名古屋控訴院に命じたわけではなく、東京控訴院判決が一方で深良村等が、堰止工事をする旧慣を認め且つ、被告等が堰止工事の全部を破壊したと認めながら、その後段で破壊したのは旧慣に背いた部分だけといつているのは、矛盾しているから、「理由不備ノ判決」と認定したのだと述べる。しかもこの場合、先の第一回の

大審院判決をみて明らかのように、大審院は、基本的に事実として積み上げられ、証拠書類としても確認できる水利慣行を権利として認識しているのであるから、単純に矛盾を突いているわけではなかったと考えられる。それ故、被告側が「第一回上告判決ヲ援引シ、深良村等カ旧慣ニ反スル工事ヲ為シタルハ確定ノ事実ノ如ク論スルモ」、大審院はそのような認定はしていないのだという文脈のもとで、被告の、一八九五(明治二十八)年工事の事実認定を改めて行えという主張を、はっきり否定しているのである。

従って、名古屋控訴院の判決については、同控訴院が深良村等が旧慣に反した工事を為したことを認めず、(従って)被告等が破壊した堰止工事は旧慣の内にあつたものと認定した事は判文上明白で、名古屋控訴院判決に不法はない、と断じたのである。

また弁護士江木衷・高木益太郎も連署拡張書でこの点を追求した。すなわち第一点「第二審判決ノ如キハ告訴村ヲ以テ却テ被告村ノ水利ヲ害スルモノトセラレタレトモ、唯：告訴セラレタル物件中古来存在セル部分ヲ包含シ居レリヤ否ヤヲ明定セサリシカ為メ大審院ハ：原判決ヲ破毀」したにすぎない。「故ニ被告ハ：実地ノ臨検ヲ申請シタリ」。それを名古屋控訴院が却下したのは違法判決である、と。

これに対し大審院は、「実地ノ臨検ノ許否ハ、原院(名古屋控訴院)ノ職権」であり、違法はないと退けた。

また右拡張書第五点で「原院ハ：其使用権ハ全湖水ヲ使用スルノ権ナルヤ否ヤヲ明ニセス又告訴村ハ：被告人ノ水利ヲ顧ミサルノ権利ヲ得タルヤ否ヤノ事実ヲ確定セスシテ」判決したのは、「審理不備」の判決で「理由ヲ明示セサルノ不法ナリ」と主張したが、大審院は「深良村外七ヶ村ハ駿河津峠^{すまが}字四ツ止ニ隧^{とらげ}道ヲ穿チテ水閘ヲ設ケ又逆川口ニ二ヶ所ノ堰留ヲ設ケ以テ箱根湖水ヲ使用スルノ権ヲ得タルコト原判文ニ明示シアレハ所論ノ如キ理

「由不備ノ点アルニ非ス」と述べてこれを退けた。

要するに大審院は現実には慣行として成立している水利権こそが水利権であり、それが侵されたかどうかをみれば十分だといっているわけである。

また右拡張書第八点「多量ノ水ヲ引用スルハ被告ノ有スル権利ニシテ被告ハ又原院ニ於テ之ヲ主張セリ、然ルニ原判決ハ此所謂多量ノ水カ被告権利ニ属スルヤ否ヤヲ定メス漫然之ヲ告訴村ノ水利ヲ害スルモノトセラレタルハ、事実理由ヲ明示セサルノ不法アリ」との主張に対しても、大審院ノ判示は「深良村外七ヶ村カ逆川口ニ堰止ヲ為スノ権利ヲ有スルコトヲ認メアル以上ハ被告等ニ其堰留ヲ撤去シテ在来以外ニ多量ノ水ヲ引用スルノ権ナキコト弁ヲ俟タスシテ明ナレハ原判文之ヲ特書スルノ要ナシ」要するに旧来の、積み上げられてきた水利慣行は守られるべきだという姿勢は一貫しているのである。

こうして、原告の芦ノ湖についての水利権が近代国家の下、法廷において確認されたのである。

富田和解調停

かくて訴訟は決着したが、大審院判決の下りる少し前、一八九七(明治三十)年十一月頃から両者の間で、富士製紙株式会社や富士紡績株式会社を創業していた富田鉄之助に依頼して和解の動きが始まっていた(富田鉄之助「調停意見書」明治三十一年三月三日『市史』六一三―一六号)。このいきさつはよく分らないが、当時の静岡県知事千家尊福(せんげ たかとみ)が富田に調停を依頼し、富田は静岡県側に働きかける一方、かつて日銀総裁をした縁もあり、旧知の耕牧舎創業者である渋沢栄一にも働きかけたことのものである(稲村得寿『芦ノ湖分水史考』一五四―八頁)。調停委員の肩書きを持つ富岡村御宿の湯山半七郎の記録によれば、原告側、被告側双方から富田鉄之助に調停を依頼したところ、一八九八(明治三十二)年三月二日付で意見書が還付されてきた

ので、「当組合ハ数回協議ヲ遂ゲ、御意見書ノ旨趣ヲ敬承シ：以下数条ノ制限条件ヲ定メ契約ヲ締結セラレシコトヲ希望ス」ということにしたのである（『明治三十一年九月二十四日逆川事件調停案』『市史』六一三二五号）。

その「数条ノ制限条件」の主要なものは、「字四ツ留ノ水門ヲ改造シ水門際ヨリ隧道下流口マデノ間其水底ヲ三尺以上低下スル事」「現今ノ貯水最高点ヨリ上尚二尺ノ貯水ヲ増サシムル為メ湖岸必要ノ箇所へ高サ二尺以上ノ堤防又ハ防波石垣ヲ築造スル事」(第二条)を条件として、「流通スヘキ水量ハ深良村外六ヶ村へ引用スヘキ水量十分ノ一ヲ仙石原村外七ヶ町村へ字逆川口ヨリ分与」する(第五条)、ということであると思われる。即ち、深良側への通水条件を改良し、かつ箱根湖水の貯水量を現在以上二尺分増やす事を条件に、深良側へ落とす水の十分の一の水を逆川口に流す事を了承するといふのである。もとより「芦湖水及両水門等ニ関スル權利義務ハ総テ従前ノ通り深良村外六ヶ村ニ専属スルモノトス」(第十四条)、と旧慣としての水利権は確認している。

この調停意見案がその後どのような折衝を経て、どのようなものとして締結されたのかは定かでない。ただ、一九〇三(明治三十六)年九月に双方の間で和解式が行われた(『市史』六一三一七号)。そして和解にともない、「逆川復旧工事及び訴訟費用」が被告側から支払われたが、その内「訴訟費二百九十五円五十銭は土石採掘トシキサイクツケン権譲与金として」被告側に支払われたようである。深良用水側からは調停金として、裁判で得た金員のうち訴訟費は箱根側に実質返したということのようである(『沿革』一五二頁)。

実際の顛末にも不明な点が多い。ただ富田は当時深良用水を使つての発電事業を計画しており、事業を円滑に行う目的もあって、深良用水側と箱根側との和解調停に尽力したのであらう(『市史』六一解説一〇六二頁参照)。

「明治三十三年度深良村外六ヶ村組合事務報告」(湯山芳健氏所蔵)に「本年中組合事務ノ：重ナル要件ハ前年度ヨ

リ継続シタル神奈川県足柄下郡仙石原村外二ヶ村トノ調停ノ件ニ付キ之レニ関連シタル水力発電所ノ件」とあることがそれを裏付ける。そこで発電事業の面からこれをみれば、ある程度の推測ができなくはない。つまり和解の核心は恐らく十分の一条項と湖岸の土手築造である。発電事業からすれば多くの水を使いたい、そうすれば逆川口からの流水は更に減少する。そこで湖岸を高くし貯水量を増やして、深良用水側、つまり発電所側へ従来以上の水量を確保した上で、箱根側にもその十分の一を分水する事で協力を得ようとしたのではなからうか。深良用水側にとっては、貯水量を増やした上で、十分の一を分与するのであれば、逆川訴訟で基準となった旧慣が侵されることはない判断したのであろう。

工事は電力会社が行い、箱根側にとっては水が得られ、深良用水側は既得権は侵されない。訴訟で勝った以上、箱根側の恨みを残さないためには、和解をした方が良いとの判断も働いたのであろう。しかし後述のように、この発電事業は実行されなかったから、和解式はしたけれど、湖水についての条項は工事も分水も実施されなかったのではなからうか。

3 井組から水利組合へ

近代の井組

用水を管理、運営する水利組織を近世では井組と称し、幕府や関係領主の保護と統制の下に、用水を利用する藩制村二九か村がこれを組織していた。しかし一八七四(明治七年)、麦塚村が井組を脱退し、二八か村となった。その年の五月、近代に入って最初の用水管理規定と思われる「箱根湖水掛向後取扱規定書」が作成された。別表として詳細な堰ごとの「水掛反別」表や「堰番割」表などが付属している(沿

『市史』六一二九四号)。規定書の署名にも、二つの別表にも一切麦塚村が入っていないことからみて、麦塚村が脱退したため、井組村々で用水慣行を再確認したものと推定されるが、必ずしもそればかりとはいえないようである。一体この時井組に何が起こったのであろうか。

一八七四(明治七)年二月三日付の次のような資料がある。

一 下郷総代人見込承り合候処、田方切添切開ハ不及申、従来ノ田地迄モ歩合ヲ以畑作ニ致シ候ハバ、用水潤沢ニ相成、田畑トモ年々見込ノ通作物実法可申旨被申候(湯山芳健氏所蔵「田地用水ノ儀ニ付見込書」)

用水について上郷、中郷が下郷の意向を聞いたところ、下郷では新たに開いた田は勿論、従来からの田地も一定の割合で畑にしてしまえば、用水が潤沢になって、田畑ともに作物の実りが良くなると主張したというのである。

これに対し、上郷と中郷は、壬申じんしんの年(明治五年)、地券発行ということになり、その準備として「田畑切添切開、畑田成、田畑、屋敷等悉皆厳密取調、小前帳ニ記載」し、やっと地券も得たばかりであるから、今更「切添切開畑田成抔総而従前ノ名目ニ」戻すのは手間も費用もかかってとても出来ない。もともと下郷が畑に戻せというのは、昨一八七三(明治六)年がまにみる大旱魃かんばつであったためであるから、この年に基準を合わせて田の湖水掛り反別を縮小するのは、どんなものであろうか、と説得した。しかし両者の言い分は平行線をたどり、上、中郷は結局静岡岡県権令大迫貞清あて仲裁を依頼する。

かくて、冒頭の「規定書」と別表が作成されたのである。同書に「連年旱損引続、苦難涉致シ候ニ付、出格御憐恤 今般御県庁権中属橋本清典殿・小属内田富俣殿御派出之上」その実地見分や指導を得て、「二八ヶ村正副戸長一同睦ミ合厚相談之上」取り決めたと書かれているのは、こうした経過を踏まえていると思われる。

内容をみると、第一項は、湖水掛反別について「今般取調候別紙反別ヲ以相定」め、一郷、一村が勝手に増反別してはならないとし、十一項ではその反別を絵図面に仕立てることを取り決めているが、それ以外は第二項以下最後の十七項まで、配水や水配人に関する事柄である。水配人の職務と権限を明記し、それを尊重することを規定しつつ、問題が生じた場合の申立の手順を記している。

この配水や水配人についての規定は、旧幕時代の安永期に確立した慣行に「大幅な変更はみられない」とされるが(菊池邦彦「水配人と水利秩序」『市史研究』三号)、それはこうした経過からみても首肯し得ることである。すなわち地券発行に際し、上郷、中郷などが湖水掛り田反別を増加させたことに対し、用水不足を心配する流末下郷の危惧が、実際に生じた早魃によって増幅され、結局県の仲裁を得て、湖水掛り田反別の再確定がなされたということであろう。しかも麦塚村はこの間に井組を脱退している。とすれば湖水掛り反別をきめた第一項、十一項や別表に大きな意味があったのであり、水配人の慣行については大きな変化はなかったと思われるのである。但し費用負担は、第七項からみて、総高から「水掛り改反別ニ割合」に変更されたと思われる。

この時の湖水掛り田反別は三郷総計で四百六十二町四反二畝二十二歩で、表1-25の弘化年間の反別より減っているのは、こうした事情を考えれば納得がいく。ちなみに地租改正後の一八七九(明治十二年)には、湖水掛り田反別は五百三十一町五反四畝二十歩に増える(『市史』六一二九五号)。その理由を敢えて推測すれば、上郷、中郷の希望がある上に、早魃の危機が去った事や、地価を多くしたい県の側からする田反別増加への要請などが挙げられるのではなからうか。そしてこの後は、この数値が湖水掛り反別として多くの場合に採用されていく(明治二十年函根湖用水組合深良村外二十七ヶ村水利土工協議会議案)『市史』六一二九六号、「昭和二十年芦湖水利組合事務

引継書』『市史』六一三四二号、「昭和三十一年芦湖水利組合規約」『沿革』一八五頁、「昭和五十九年静岡県芦湖水利組合規約」『市史』六一三四九号。ただし逆川訴訟では別の数値を採用)。

では麦塚村の脱退は、どういう事情であったのか。もともと同村が境川水系を利用して、湖水掛り面積が小さかったため、用水維持の負担感が重かったためであろうと伝承されている。その意味は上記のような経過をみれば、元からの負担感が、早魃によって引き起された下郷村々の湖水掛り田反別縮小の動きによって決定的となったということではなからうか。

ところで、この「規定書」には水利組織の構成や機構自体についての明文の規定はない。慣行を基本としていたためであろう。そして組織の呼称は「箱根湖用水掛り井組合深良村外二十七ヶ村」とか「箱根湖用水掛上郷中郷下郷二十八ヶ村」などと表記されている。また署名は二十八か村それぞれの戸長ないし副戸長と各郷一人づつの水配人と二小区総代人二名と三小区総代人三名である。当時の大区・小区制の下での小区総代の実態はよく分らないが、戸長は徳川時代の藩制村の名主役に当る。こうした呼称や署名形式からみれば、旧幕以来の、村々が連合して組織した農民の自治的な水利組合という性格は変わっていないということができよう。

水利土功 協議会

さて徳川時代であれば、村は領主の行政機構の末端であるだけでなく、村人の生産や生活の単位でもあり、そのゆえに年貢納入の責任を負わされていたから、村と村人は一体のものとして水利組織を維持・管理する意味も必要もあった。しかし明治以後は、村は、法的には明治国家の行政機構の末端に過ぎず、貢租こうぞを請け負う単位でも村人の生活や生産の単位でもない。水利組織を村が直接維持・管理する必要はなくなるのである。しかも近代法の概念からすれば、水利団体は、「私的経営を経済的に成り立たしめるための経済団体

であり、且つその目的において受益者個人の私的利益を追求するための団体であり、その中にいかなる公的の国家的目的を含むものではない。従って私法人としての法的構成されるはずのものだという考え方も成り立つ(農業水利問題研究会編『農業水利秩序の研究』三二頁)。つまり水利団体は村からも国家からも切り離されることが法律論からは、むしろすっきりするのである。しかしそれは国家の側からも、水利団体からも回避される。

当初水利政策を持たなかった明治政府は、次第に利水についても統制しようとする方向を打出すようになり、一八八〇(明治十三年)の区町村会法で、必要な場合町村会の決定で水利土功会を設置する事が出来るとした。これは「水利が町村行政に属する事項であることを、原則的に確認したものとされる(前掲『農業水利秩序の研究』二七頁)。ついで一八八四(明治十七)年、太政官令十四号で同法を改正し、県令の管轄下に町村会とは別個に水利土功会を設置出来るようにし、地方行政権力による水利団体の把握をさらに推進した。

こうした流れの中で、一八八五(明治十八)年、箱根湖用水掛り井組合は「駿東郡深良村外二十七ヶ村水利土功(工)協議会」を結成した(『市史』六一三二七号)。この結成について語る資料はないが、この後も井組合の名称が使われていることから推定すれば、むしろ井組合の側で、水利組織に法的な裏付けを得ようとして、実質上井組合は存続させたまま、必要に応じ協議会を称したものではなかったろうか。明治国家の下において、村が純行政組織としてしばしば制度的変更を加えられるなかで、旧村を基盤とする慣行にもとづく自治的な水利組織は、準拠する法律のない、いわゆる「申し合せ組合」にしかすぎない。それが公法に規定のある団体を結成することは、一面では国家・行政の統制を受ける事を意味するが、他面では公法上の地位を獲得し、官・行政の庇護を期待できることでもあったらうと思われる。一八七四(明治七)年の水論の項(二六九頁)でみたように、村々の利害の調

整一つ取ってみても、官による調停が有効であってみれば、こうした期待はあったのではなからうか。

水利組合の発足 さて、一八八八(明治二十一年)年の市制町村制の制定(八九年四月施行)によって、藩制村が統合されてより大きな行政村になると、従来の水利組織と新たな行政村とはその地域的範囲においても不一致

は一層大きくなる。こうしたこともあって、明治政府は一八九〇(明治二十三年六月)市制町村制の別法として、五八条からなる水利組合条例を制定、公布した。

水利組合条例による水利組合には普通水利組合と水害予防組合の二種類があり、前者は「用悪水等専ラ土地保護ニ関スル事業」を為すものとされ、小作人を除いた土地所有者が組合員となり、組合員は組合会議員を選出する。他方管理者として市町村長ないし郡長を当てることを規定し、主務大臣は内務大臣とした。ただこの条例の水利組合は「市町村若ハ町村組合ノ事務トナスコトヲ得サルモノアル場合」設置されるものとされ、必置ではなかった。別に町村組合として組織される水利組織もあり、水利事務を市町村行政として行うところもあった。

駿東郡深良村外二十七か村水利土功協議会では、一八九五(明治二十八年)年四月、同条例による水利組合に脱皮すべく、当時まだ水利組合条例の施行をしていなかった静岡県知事に対し、同法の実施を請願している(『沿革』一三四頁)。しかし静岡県の同条例の実施が行われる前に、一八九六(明治二十九年)逆川事件が発生したため、組合はその法的位置づけを急ぐ必要もあり、一八九七(明治三十年)年町村制による一部事務組合としての「駿東郡深良村外六ヶ村芦之湖水利組合」結成の道を選んだ。この結成について、結成直後の「明治三十年度駿東郡深良村外六ヶ村組合事務報告」(湯山芳健氏所蔵)はこう述べている。

湖水字逆川事件其他事務上ニ関シ必要ト認め、組合組織ノ義、明治三十年一月二十七日深良村外六ヶ村長

並地主総代ト協議ヲ遂ケ、町村制ニヨリ組合設立ノ事ヲ協定、及二月一日ヲ期シ一村二名ノ組織委員ヲ選出、各村長ト共ニ組合組織ヲ為サシムル事ニ決セリ。：明治三十年三月六日各關係村長ヨリ規定ノ認可ヲ稟請セシニ、同月十三日付ヲ以テ許可相成、其后：規定第九条ニ但書ヲ加ヘ是又認可稟請、四月二十三日付ヲ以テ許可相成タリ。

こうして一八九七年三月十三日、駿東郡長岡本武輝の「箱根湖用水ニ関スル共同事務処弁ノ為メ深良村、富岡村、小泉村、泉村、長泉村、清水村、富士岡村ノ七ヶ村ヲ以テ組合設置ノ件許可ス」(『沿革』一三五頁)との許可を得て公法に根拠のある、水利組合が成立したのである。今日においても水利組合の成立をこの時としている(『昭和四十二年三月二十日 河川法に基づく慣行水利権の届出書』『市史』六一三四四号)のは、この意味においてである。以後組合は用水費を「村税」として徴収していくことになる。

この時の「組合規定」では、第一条で「本組合ハ駿東郡深良村、富士岡村、富岡村、小泉村、泉村、長泉村、清水村ヲ以テ組織ス」とあり、第三条で「会議員」の定数を二七人と定め、第七条で「費用ハ湖水掛反別ニ均一ノ税率ヲ以テ賦課徴収ス」と定め、第八条で「本組合ハ各村長ノ互選ヲ以テ管理者二名ヲ定メ」としている(『沿革』一三四頁)などほとんどが機構に関する条項である。水利慣行自体を変えるものでない事は、「本組合ハ本規定及従来ノ約定並ニ旧慣ヲ改正補削スルヲ得ズ」とする第九条の規定にも明らかであろう。

その後一九〇八(明治四十一)年水利組合条例が水利組合法に改正されたが組織変更の手續きが為されず、ようやく一九一五(大正四)年、水利組合法に基づく公法人としての「静岡県駿東郡芦之湖普通水利組合」となり、町村という行政組織とは、ともかく一線を画すことになった(『市史』六一三二七、三二八号)。七か村と実際の湖水

掛り区域はかなりずれがあるが、これによってそれが解消されたのである。

この時作成された同組合規約はほとんどが「組合会ノ組織及選挙」や「組合吏員」に關することであり、當時の関心が人事にあったことをうかがわせるが、一方水利慣行自体については「総て旧慣に依る」(三二条)とあり、また費用の徴収についても「組合内土地ニ賦課シ其ノ段別ヲ準率トシテ均一ニ徴収ス」(三三条)とあって、従來の慣行を維持していると思われる。

かくて、法的位置付けとしては公法に依拠する組合に脱皮しつつ、水利慣行自体は旧慣を堅持しているといえよう。

4 河川法と深良用水

河川法の成立　この間、一八九六(明治二十九年)には河川法が成立した。やがてその適用という問題が浮上する。

もともと河川法とは、治水費用の重圧に耐え切れなくなった諸県からの要望や日清戦争による山林伐採による洪水被害の増大に対処するため、河川改修を国庫負担とすることを主な目的として成立した。この法にいう河川とは、「主務大臣ニ於テ公共ノ利害ニ重大ノ關係アリト認定シタル河川」であり、その改修にかかる費用について、国庫負担ができるのである。治水のための河川管理が本来の目的であるから、水利については同年の河川法施行規程(勅二三六)で「河川法若ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政庁ノ許可ヲ受クヘキ事項ニシテ其ノ施行ノ際ニ現存スルモノハ河川法若ハ之ニ基キテ発スル命令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト見做ス」とあって、河

川法制定以前に慣習として成立していた水利権についてはこれを認めていた。これが慣行水利権ないし見做し水利権と呼ばれるものである(森實『水の法と社会』四頁)。

河川法の適用

しかしこの法律は同時に、「河川工事のために必要なら、そこに成立している私的所有権を否定してまで」、河川に関する一切の事務を主務大臣(内務大臣)の行政権力に集中(前掲『水の法と社会』二五五頁)する一面を持っていた。つまり洪水対策などの「公共ノ利害」の爲であれば水利権が制限される可能性も出てくるわけである。

一九二二(大正十一)年九月、芦ノ湖の管轄が、これを御料地として所管していた宮内省から内務省に移された。それとともに「実地ハ神奈川県知事ヲシテ受領並管理セシムルコト」とされた(『沿革』一六三〜四頁)。そして神奈川県は、一九二四(大正十三)年五月二十三日、芦ノ湖に河川法を準用することと六月一日より施行することを告示した。

これに対し水利組合は、神奈川県側には湖水を利用して電気、水道事業を起こす計画があることから、河川法の準用は「湖面ノ公共的管理ヲ法ニ於テ遂行ナサントスルニアリト云フベケレ共ソハ表面ノ説明ニ過ギス」、実際は「法律ノ力ヲ以テ吾組合ノ権利ヲ制限シ縮小セシメ、引イテハ前計画ノ強制的実行ヲ近カラシムル」前提を作る意図があると危惧し、かねてから内務大臣や静岡県知事等にそうした事にならないようさまざまの陳情をしていた。実際神奈川県は、先の告示にもなつて芦湖水利用組合より出された「芦湖水引用同湖敷及早川敷占用並既設工作物存置許可ノ申請」に対し、許可命令書を出すことを、一九二五(大正十四)年三月十九日付けで、神奈川県知事清野長太郎から内務大臣若槻礼次郎あてにうかがいしているのであるが、その第三条、第四条には組合

が恐れていたことを、裏付けるような内容が盛り込まれていた。すなわち、

第三条は「本工作物ハ神奈川県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレバ増築改築又ハ原形ヲ変更スル施設ヲ為スヘカラス」

第四条は「必要アルトキハ何時ニテモ引用水量ヲ制限シ、又ハ許可ヲ受ケタル者ノ費用ヲ以テ既設工作物ノ移転改築若クハ除却其他ノ施設ヲ命スルコトアルモ許可ヲ受ケタル者ハ之ヲ拒否シ又ハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス」

水利施設や水利慣行に対する神奈川県知事の権限が具体的に極めて強く打出されている。これに対し内務省は、別に河川法の規定もあるから敢えて明記する必要なし、として同年三月三十日付けで第三条、四条を削除の上、上記命令書を認可した旨、土木局長より静岡県知事に通知してきた『沿革』一六八頁。河川法は元來慣行水利権を認めているのであるから、露骨な制限を明記する神奈川県案を認めることはできなかったのであろう。

5 深良用水と産業

水力発電の開始 日清戦争（一八九四～五年）前後から日露戦争（一九〇四～五年）前後にかけて産業革命が進展すると、日本各地で様々な工業用水や発電事業、水道水などの需用が出てくるようになり、農業用水と競合する場合も出てくるようになる。ことに深良用水と関係が深いのは水力発電である。

日本における水力発電は当初、出力も一〇〇キロワット程度で小さかったから、大きな落差を必要とせず、農業用水路を利用して始まったといわれる。日本初の水力発電とされる一八九〇（明治二十三年）の京都市蹴上発電所は

琵琶湖疎水を利用してゐるし、一八九四(明治二十七年)の豊橋電灯は豊川の牟呂用水を使用している(前掲『水と社会』三二二頁)。深良用水にも水力発電のための用水使用の要請が来る。これに対し水利組合はどう対処したであろうか。

一八九三(明治二十六年)、井組と東京在住平民捕鯨業平松与市郎との間で電気事業契約書が結ばれ、深良用水を発電に使う事業がはじめて計画された(『市史』六一三二〇号)。これは結局実現しなかった。

次いで明治三十年代に入ると、富田鉄之助が東京水力電気株式会社を設立し、深良用水を発電に使う事業を計画する。富田は事業を円滑に行う目的もあって、深良用水側と箱根側との和解調停にも尽力したのであることは先述した。一九〇三(明治三十六)年には和解調停式にこぎつけ、一九〇五(明治三十八)年八月電気事業の正式契約を結んだ(『沿革』一五五頁)。

しかしこれも結局計画のみで実現には至らず、同社は権利を東京電燈株式会社に譲った。そしてこの東京電燈株式会社もまた事業を実行せず、そのため芦湖水利組合は一九一三(大正二)年芹沢多根の芦之湖水力電気株式会社と契約している。しかしこれも実行に至らず、一九一九(大正八)年東京電燈株式会社との再契約によりようやく実現することになった。同社は一九二二(大正十)年十一月第一第二発電所を、また翌年第三発電所を完成させている(『市史』六解説)。

さてこの間水利組合が各起業者と結んだ契約書をみると、基本的に一貫した態度がみられる。平松与市郎との間で電気事業契約に際しては湖水使用につき「井組合ハ以下数条之制限条件ヲ定メ、之ヲ承諾スルト雖トモ、井組式々村式拾大字ニ於ケル既得ノ権利ハ従前ノ通り異動セザルモノトス」とあり(『市史』六一三二〇号)、東京水

力電気株式会社との一九〇五年八月の正式契約では「乙ニ於ケル既得ノ権利ハ従前ノ通りトス」(『沿革』一五五頁)とあり、一九一三年芹沢多根の芦之湖水力電気株式会社との契約では「甲ノ有スル既得ノ用水使用权ニハ消長ヲ来サルモノトス」とあり(『市史』六―三二五号)、一九二〇年東京電燈株式会社との再契約でも「甲の有する既得の用水使用权には消長を来さざるものとす」とある(『市史』六―三三二号)。当然の事ではあるが、慣行水利権には一切変更する事を認めず、その上で使用を許可しているのである。水力発電の場合、水は取り入れてもまた吐き出すのであるから、その限りでは水量に変化はなく、両立すると考えられたのであろう。しかし、貯水期の問題があり、渇水年には大きな問題になったことがある(『市史』六―三三四―三四〇号)。

大正期にはまた、第一次大戦の好景気を受けて用水を利用して製材や化学工場やの動力用に小規模の発電も企画された。これに対しても水利組合は水利に支障がないことを条件として許可したが、計画自体ほとんど実現しなかった(『沿革』一六二頁)。

第四節 水と生活

1 カワバタの利用

生活用水 市域は、これまでも述べてきたように、富士山溶岩流と火山灰の上に成り立つ土地である。その**確保** ため、水の安定的な確保はむずかしく、長い間人々の暮らしに水の苦勞をもたらしてきた。

井戸が使える場所はかぎられており、それも水脈を掘り当てるといよりは滲み水を汲み上げるものが多かった。生活用水はカワバタを利用したり、湧水を引くことでまかなってきた。市域でも平地ではカワバタの利用が一般的で、愛鷹山麓の山がちのところでは沢水や湧水を引いて利用することが多かった。

やがて、湧水を竹樋などで引き込んでいたものから、簡易水道の敷設がおこなわれ、一九五四(昭和二十九)年から市の水道の給水、通水が始まった。

麦塚では川の水を生活用水すべてに使っていたが、一九五四年に石脇を水源にする市の水道が引かれた。「やれやれと思った。水のうまさをつくづく感じた」と当時を語る人が多い。それまでは子どもでも男でも女でも家族じゅうで水汲みをしたものだった。「容易なもんじゃなかった。今思えばよくやったと思うけれど、それが当たり前だった」という。

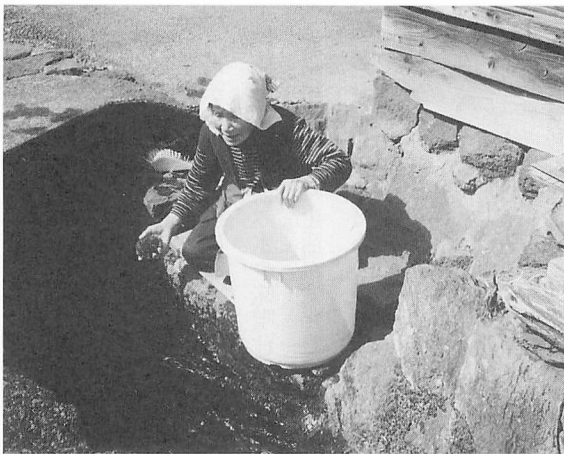


写真1-53 富沢のカワバタ

カワバタの
利用と井戸
カワバタは、自然河川や人工の水路に石段を設けるなどして水辺に降りやすくした水場であり、洗い場である。現在ではその多くが暗渠となりつつあるが、今でも農具を洗ったり、野菜の泥を落したりする姿を目にすることができる。

この項では、生活の中でのカワバタの利用を人々の記憶から追っていくことにする。

富沢は近年までカワバタがよく残り、生活に利用され続けていた。カワバタの使われ方の一つの典型として、富沢から見ていくことにしよう。富沢は、集落の北端の渡辺家から深良用水が集落をめぐるように人工の水路が通る。この水路沿いに屋敷が配置されている。水路はカワ、またはヨウスイと呼ばれる、カワバタは屋敷の出入口付近や裏手の台所のそばに設けられた。かつては、飲み水のほか、うどんやそばを洗ったり、米ときぎ、食器洗い、洗濯、風呂の水など生活用水のほとんどをカワバタでまかなっていた。

カワの水は、「三寸さがれば水神さんがいる」といって、汚さずに使うように心がけたので、針を落としても見えるほど澄んでいたという。それでも、飲み水は人が使い始めないうちにと朝早く起きて手桶で汲み、一日分の水をニワ(土間)の水瓶にためておいた。汚れ水も無駄に流したりせず、炊事の水や米のとき汁、風

呂の汚れ水などは堆肥にかけたり、瓶にためて竹の肥料として撒いたりして最後まで利用した。旧家の中には屋敷内にカワを引いている家があり、少しでも水が使いやすいようにカワバタに向いて土間の背戸口がつくられている。

富沢は岩盤のために井戸を掘ることができず、また掘っても水が出ないことが多かった。しかし、まったく井戸がなかったわけではない。下最寄に共同井戸があって約二〇軒ほどが使っていた。これらの家々は井戸の水を天秤棒で運び、飲み水や味噌汁などに使ったが、その他はカワバタを利用するのが普通だった。

太平洋戦争後、生活が変化してカワの水が汚れ始めたため、四、五軒に一軒くらいの割合で井戸を掘るようになった。地下水ではなく愛鷹山からしみ出た水を手汲みポンプで汲み上げて飲み水を得ていた。井戸のない家はもらい水をし、井戸から何軒かに竹樋などで引く工夫もしていた。しかし、しみ水なのでひでりや地震で出なくなるころもあった。

佐野の二本松は、近世の末期に大火にみまわれ、その後深良用水を中心に都市計画によって形成された。カワに面して屋敷を配置し、さらに使い勝手のために屋敷内にもカワを引いてカワバタを設けている家が多い。家中までカワを引き込んで流しにカワバタをしつらえたり、土管でカワから水を引いて流しのフネにためて使う家もあった。太平洋戦争後は井戸を持つ家も増えたが、県道沼津小山線脇おやまの湧水の水質がよく量も豊富だったので、井戸があっても、もらいに行ったものだった。

伊豆島田は井戸が三軒にあるだけで、ほとんどは黄瀬川(深良用水)からの水路や境川(大場川)のカワバタを設けて生活用水をまかっていた。コガワ(大場川)を利用していた家々では、カワバタに水漉しを置き、飲み水や

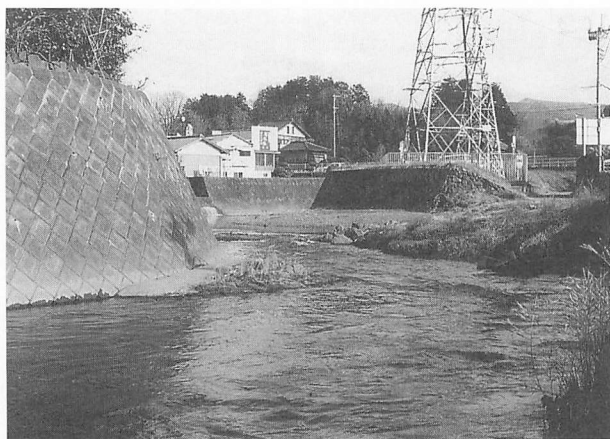


写真1-54 境川(大場川)

炊事にはカワの水を漉して使った。水漉しは一番下に棕櫚しゅうろを敷き、その上に木炭を並べ、さらに小石を敷きつめたもので、どこの家でも水漉しをつくってカワバタに置いていたという。漉した水を毎朝家の中の水瓶に汲みこんで一日の飲料水にした。これは主婦の仕事とされていた。風呂や洗濯は直接カワの水を使った。雨が降ると水が濁ってしまうので、大急ぎで水を汲みこんだものだった。雨の日には飲み水は井戸のある家にもらいに行った。富士見橋ふじみを渡ると、三島市萩に良い井戸があったのでよくもらいに行ったという。

麦塚の水の苦勞、 茶畑の水の苦勞

麦塚はまったく井戸がなく、湧水も近くに
なかったのでひとときわ水には苦勞したところ

である。そのためかつては麦塚には嫁にも婿にも来たがる人がいなかった、と言い伝える人がいる。生活用水はすべて深良用水の水路に頼っていた。朝早くからカワバタへ一日分の水を汲みに行き、流しの水瓶のため、沈殿させて上澄みを飲料水にした。

「三寸さがれば清まる」といい、気にせずに飲んだという。本村はそれでもカワ(用水)が近いし、自家のカワバタを持っていたが、新田はカワがないため本村を通るカワに何軒かが共同でカワバタを持ち、そこまで行って利用するのが普通だった。水を運ぶのがたいへんだったが、一九三〇年前後(昭和ひとけた)に水車で新田



写真1-55 麦塚の景観

に水を引いて少しは楽になったという。

新田ではこの水車を利用して水を浄化してから、各戸に引くようにしたことがある。砂と砂利と炭を段々に入れた桶に、水車で水を入れて砂漉しするのである。孟宗竹をつないで各戸に引いたが、あちこちで故障して手間をかけきれずに中止してしまった。

戦後ボーリングの技術が進んだので、井戸がほしくて専門家に水脈をさがしてもらったが、見つからなかった。そのため、麦塚では他地区より長く水の苦勞が続いた。茶畑の井戸から水を引けることになったことで、ようやくそこから各戸へ通水することができるようになった。このきっかけは、茶畑で井戸を掘っていると麦塚の人が行き会わせたことにあるという。「井戸を掘ったら水が出たので掘り直していたところ鍬を落としました。鍬をとって来て水があがれば、使ってくれていい」といわれた。さっそく区長に話し、やってみたら水があがったので、動力であがるようにして大きく水槽をつくり麦塚にパイプで引いたのである。井戸掘りに行き会ったのは、火の見櫓の鐘を取り替えてお祓いをした日であったという。「茶畑の水でひとしきり助かった」と今でも語られている。

茶畑の本茶最寄は、深良用水と久根の乙女が淵付近の湧水が合流した水を人工の水路で引き、生活用水として利用していた。しかし、関東大震災以来水が減り、五月から四か月はほとんど水が流れなくなりました。そ

のため、朝夕地水である東川ひがしに水を汲みに行かなければならなくなった。このころの様子が『本茶畑の沿革』に描かれている。水汲みは主婦の仕事で、手桶や天秤棒で運んだ。片方の手に水桶を持ち、片方の手には鍋や釜を吊るしたりザルを抱えたりして行き来し、また夕食の支度時間にはうどんを洗う人で混み合うほどだった。風呂の水は手挽車に四斗樽を乗せて運んだが、でこぼこ道だったので途中で溢れてしまい家に着いたころには少なくなってしまうていた。主婦の労苦は想像以上だったという。

伝染病の流行

カワの水を飲み水に使うことで、いったん伝染病がでるとまたたく間にひろがってしまうことが多かった。太平洋戦争中に深良用水の上流でチブスが流行したときにはいっぺんにひろがり、麦塚ではチブスにかかる人が大勢出た。タバコをのめばニコチンで菌が入らないといわれていて、女性たちも無理にタバコをのんで気分が悪くなったりしたものだった。昔から川をつたってそうした流行病が出たので、吉田神社のご神体の御幣をもらってまつっていた。

伊豆島田も大場川や深良用水の水を飲んでた家々にチブスがひろがったという。

時代は前後するが、深良の須釜では一九二七、八年ころ伝染病が流行し、村人が割り当てで病院に看病に行ったり、死者が出るような状態になったことがある。カワバタによる水の利用が原因と考えられたため、当時の深良村長が中心になって、神山(御殿場市)の水源の権利を買い、一九三三(昭和八)年に簡易水道を引いた。この通水式は盛況をきわめ、音楽隊を先頭に村民や来賓など一四〇〇人が小旗を振って行列した。水道が引かれたあとは、炊事用にカワバタを利用することはなくなり、風呂や洗濯などにカワバタをつかうようになった。

佐野でも医者水道がなくなると考えて水道をつくろうとしたが、途中で資金がなくなって断念した。

水車

飲料水などの生活用水のほかに、用水は水車をまわして米や麦をつくことに利用された。深良の上丹最寄では数軒で共同の水車を持って、順番で利用していた。原最寄や町田最寄では上組下組にそれぞれ共同水車があった。水車で米をつくことを仕事にしている家もあった。

茶畑の滝頭最寄での共同水車は、用水の流れが早いので水車に適していた。石臼が四つ備えられていて、上組、中組、下組の順に一軒ずつ一日交代で利用したという。

富沢にも共同水車があって、増減はあるがほぼ一七軒が仲間になって米や麦をついた。

馬洗い場

集落の中をカワが通り、カワバタを利用しているような地域では、集落の比較的中心となる場所を馬洗い場としていることがある。草刈りなどの山仕事の帰りにそのまま馬洗い場に寄り、馬を洗ってから家へ戻るのである。

水窪では現在公民館のあるあたりの浅瀬が広がっていると、馬洗い場にしてきた。公文名では、現在石舟橋いすねのあるあたりが馬洗い場だった。

2 湧水と水道

山の水源
の利用

地域の北部、愛鷹山麓の集落では、山の沢水や湧水を水源にして生活用水を確保した。水源の水を竹樋や木をくり貫いた樋で集落まで引き、溜桶や分水楯で水を分けながら各戸の水溜みずだめまで通したの

である。つまり、早くから湧水や沢水を水源として水道の形を持った施設がつけられていた。こうした施設を、地元では簡易水道となる以前から「水道」と呼んでいることが多い。水源から集落まで引いた水を溜桶にため、

そこまで汲みに行つて利用することもあった。

この「水道」は、一つの水源で多くの家々の生活用水をまかなうというものではなく、最寄や組を単位にする程度で水を引いていた。なかには二、四軒ほどで分水するというものもあった。

須山では、田向の坂上組が坂上水源を、中村組が十二社権現付近の田向水源を、下村組がトン沢水源を利用してきた。上村の原組、久保組、馬場組と津土井組の一部が寺山水源を、淵組、新井組と原組の一部が滝ノ沢水源や小山田土水源を利用していた。これらはすべて愛鷹山の搾り水で、明治期以前から須山の生活用水を支えてきた。一九一〇(明治四十三)年から上村は富士山麓の水ヶ塚・弁当場水源を使えるようになり(後述)、久保組は富士山麓の山口にあるウド沢水源も利用した。また、久保組と馬場組の境に二つの井戸があり、近隣の家が水を使つた(『須山の民俗』)。

下和田では、中条組、松葉組、杉山組、中丸組が水沢の水源を、向組が寺山の水源を利用した。上方組は金比羅宮の上の水源を利用し、大胡山も独自に山の中に水源を持っていた。このほかにも愛鷹山の奥の水源を三、四軒で分けて使つたり、裏の山の水源を二軒で引いているところもあった。本河原にも水源があり、下和田まで引こうとしたことがあったが、実現には至らなかった。

このように各集落ともたくさんの水源を利用してきたが、水量は必ずしも豊富ではなく、水には苦勞が多かつた。とくに冬の渇水期には水不足となり、水の分配をめぐる水喧嘩が起ることも少なくなかつた。

須山の水の苦勞と水源の確保

須山は火山の砂礫土壌のため水が地表を流れず、伏流水となっている。そのため、水の苦勞の多い山麓の集落の中でもっともたいへんなところだった。水ヶ塚・弁当場水源を引く以

前は、湧水の水量によって集落の戸数が決められており、同じ集落内には分家が出られなかったといわれる。また、水源地があっても同じ場所ですつまでも水がとれるわけではなく、何度も水のとれる場所を求めて移動したという。雨水が重要な生活用水であったところもある。水の確保は、必要不可欠であり、悲願であった。

一八七三(明治六)年、当時戸長であった勝田三平かつたさんぺいによって富士山麓の黒塚くろづかの麓、弁当場に湧水が発見された。

この湧水の源は水ヶ塚にあり、これらの水源は原里村はらさとの所有地であったため、これを買取って水源地と涵養林を確保した。その後村をあげて水を引く工事が行われ、一九一〇(明治四十三)年に水路が開設された。工事といっても上村の人々が総出で樋にする大竹を運んだり、トンネルを掘ったりという作業で、その労力は大変なものだったという。しかし、その後戸数が増えて再び水が不足し、とくに冬の湧水がひどかったため、五年の歳月をかけて一九三二(昭和七)年に弁当場水源の上流の水ヶ塚から水を引いた。この水源確保への試みは、勝田三平の名とともに後世に語り継がれる大事業だった(『須山の民俗』静岡県史民俗調査報告書第十五集 一九九二年)。

水路・分水の仕組みと管理 水源から水を引き各戸へ分水する仕組みは、近世から太平洋戦争後まで基本的には変わっていない。水ヶ塚水源から須山の上村へ引いた例で追ってみることにする。

水源の貯水槽から竹の樋で水を引き、集落の高い位置に据えた大榎おおえ(大溜おおどめともいう)と呼ばれる石をくり抜いた貯水槽へ貯める。大榎には分水の穴があって、そこから数か所の分水榎に送り、そこからさらに個々の家の水溜に水を引く仕組みになっている。分水榎は腐りにくい栗の材でつくり、分配する戸数に応じて内部を区切り、穴の直径も調節されていた。これらをつなぐ樋は、孟宗竹の節を抜いて根元と先端をつなぎ、杉や檜の皮を揉んでつくったマエハダを隙間に詰めて漏水を防いだ。



写真1-56 石溜



写真1-57 分水箱

こうした施設の管理は、水役人(水番)という信任の篤い年配者に任されていた。水役人には分水の権限があり、樋や枡の見回りや水喧嘩の仲裁などをした。水役人のもとに水世話人という役があり、冬に樋が凍ったときに下から杉葉を燃やして溶かしたりした。また、年に一回樋普請があり、水を使う全戸の人が孟宗竹を一人一本ずつ担いで水源の山に登り、古くなった樋を取り替えたり、内部にたまったゴミやカエルなどを取り除いたりした。樋はその後土管になり、さらに鉄管に変えられた。

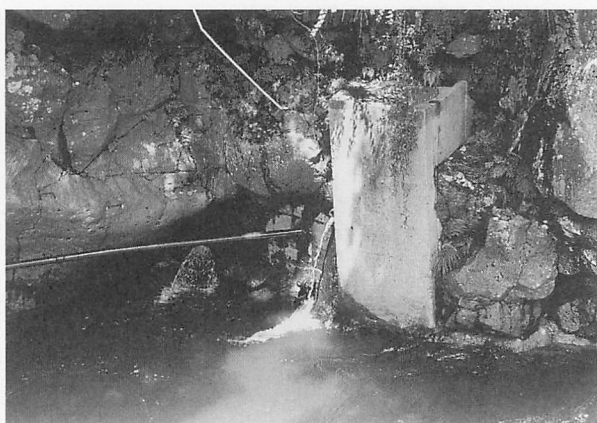


写真1-58 富岡水道水源地

この仕組みは、多少簡略化したり分水栓などの呼称に違いはあっても、どこでもほぼ同じであった。下和田の水沢水源の水は、流水を引いてきて、集落の高いところに分水池を設けて水をため、そこから引いて水溜（溜ともいう）に入れ、そこから各戸に分水した。水溜には分水する目安の切り込みがついていた。

タンク

下和田の向組は古くから利用していた寺山の水源に大きな溜をつくって、一九三三（昭和八）年に組の「水道」をつくった。溜はミズモトの小さな樹と八畳ほどの大きさの本タンクの二つからなっていた。竹の樋も鉄管に変えた。向組ではこの水道の敷設と維持の費用として、水道料を月二〇〇円ずつ払うことになった。

葛山でも下条最寄は山の湧水を水源にして土管で集落まで引き、そこに溜をつくって家々に分水し、中里最寄では上ヶ田の水源から木管で水を引き、タンクに一度ためてから分水した。各戸に通水はしなかったが、四か所ほど設けた蛇口を使って水を利用した。

木管や土管で水源から水を引き、タンクにためて分水し生活用水とすることは、深良などの市域の平地部を含めて各所で見られる。

図表1-28 市域の簡易水道

昭和57年9月現在

名 称	給 水 地 域	給水開始年	水源の種類	給水人口	廃 止 年
富岡水道	上ヶ田・中里・上谷	1948 (昭和23)	湧 水	976人	
平山水道	御宿入谷・平松・千福	1953 (昭和28)	湧 水	355人	1992年 (平成4年)
水ヶ塚・弁当場水源	須山	1953 (昭和28)	湧 水	1800人	
下和田水沢水道	下和田	1957 (昭和32)	湧 水	356人	2000年 (平成12年)
公文名水道	公文名(3区・4区)	1960 (昭和35)	湧 水	589人	
新十里水道	十里木	1968 (昭和43)	深井戸	293(戸)	

(裾野市水道部調べ)

- (注) 1 廃止年は2000(平成12)年現在
 2 水ヶ塚・弁当場水源の給水人口は1973(昭和48)年現在
 3 企業の専用水道、別荘の簡易水道は除く

また、千福では御宿の平山水源地から湧水が久保川に流れ込んでいるものを、生活用水として利用した。久保川から川沿いに走る隧道に引き込んで、川とは別に水を送り、土管でタンクに引いて使った。

簡易水道

これまで述べたように、愛鷹山麓の集落ではすでに水道の形態ができあがっていることが多く、それが簡易水道として認可された。

須山の水ヶ塚・弁当場水源の水道は、一九四七(昭和二十二年)に水源地在アメリカ軍演習場として接収されたことから、東富士演習場水道施設整備事業の一環として国庫補助を受けて配管工事を行い、一九五三(昭和二十八年)年に簡易水道の認可を受けた。

図表1-28は、一九八二(昭和五十七)年九月現在市域にあった簡易水道をまとめたものである。このときまでに廃止されたものは載せられていないが、市域の簡易水道の状況はうかがい知ることがができる。

須山に次いで大きな簡易水道は、岩波の字小鍋田の湧水を水源とした富岡水道である。この水道は、カワ(用水)の水が汚れたた

図表 1-29 市の水道事業による給水区域の拡張

事業名	年度	給水区域
創生期事業	1952(昭和27)年度 ～ 1956(昭和31)年度	石脇・佐野・桃園 富沢・二ツ屋・伊豆島田 水窪・麦塚・稲荷
第1次拡張事業	1966(昭和41)年度 ～ 1970(昭和45)年度	平松・岩波・下和田 御宿・千福・深良 葛山の一部
第2次拡張事業	1973(昭和48)年度 ～ 1977(昭和52)年度	今里・金沢・上ヶ田 大畑・公文名の一部
第3次拡張事業	1992(平成4)年度 ～ 2001(平成13)年度	須山・茶畑 下和田の一部

(裾野市水道部刊『平成11年度水道事業年表』より作成)

め、一九四八(昭和二十三年)に御宿の湯山家(中湯山)が中心となつて敷設し、御宿、上ヶ田、葛山の中里最寄に給水された。カワの水を生活用水に利用していた地域に引いたので、水道施設をまづつくらなければならぬ。水道を利用する人たちがツルハシとスコップで溝をつくって水道を通していった。水道管は当初カラマツの幹をくり貫いて管にした。中湯山の屋敷内に工場をつくて、そこで作業をしたという。

この水道にはメーターがなく、一定の使用料を払うといくらでも使えることになっている。一九九五(平成七)年現在で、使用料は一戸あたり一五〇〇円に家族一人あたり一〇〇円の利用料を加えた金額で、四大家族だと一九〇〇円になる。水道の管理は、富岡水道組合が行っている。富岡水道組合は、組合長、副組合長、

会計が各一名と役員七名で組織されている。

富岡水道の使っている水源は箱根山系の湧水なので、水が下がって使えなくなったときには箱根の水神さんに御神酒を持って願掛けにお参りに行った。水が出るようになると再びお参りに行ってお礼をしてきたという。

小鍋田は湧水が多く、黄瀬川の東側には箱根山系、西側には富士山系の湧水が出ている。箱根山系は水質がよいが、富士山系は演習場を通ってくるので水質に問題があり、西側の湧水を水源にして一九二九(昭和四)年に引



写真1-59 水神宮

いた御宿新田水道は簡易水道として認可されていない。

市の水道

裾野町が裾野市となった一九五二(昭和二十七年)年に、水道事業が認可された。一九五六(昭和三十一年)までの五か年計画が実施され、水源の確保と本格的な施設整備が進められた。そして、一九五四(昭和二十九)年に石脇を水源にして待望の給水、通水が始まった。当時の静岡新聞には、「水質は富士山の地下水をそのまま水源としているだけに県東部のどこよりも優秀の折り紙がつけられている」と報じられている。

図表1-29のように、市の水道事業はその後も拡張され、地域のほぼ全域に水道水が供給されるようになった。簡易水道や集落水道、組合水道は、市の水道が敷設された後も並行して利用されているところが少なくない。

3 水の信仰と子どもの遊び

水神

長い間水不足に悩まされた市域では、多くの水神がまつられている。

水に苦勞していた愛鷹山麓の集落では、水源に水神がまつられている。須山では、水源が移動するとその都度水神を新しく建てているほどである。下和田の水沢水源の水神は、毎年下和田でおまつりをしている。

葛山の下条最寄の水源には一七五〇(寛延三年)の銘が刻まれた水神がある。この水神は水神講でまつって



写真1-60 子どもたちの水あそび(歌崎久作氏所蔵)

たという。

金沢では金沢堤の小島に水神がまつられている。これは一九六〇年代に大雨で土砂崩れがあり、浅間神社の境内が堤の中に流れ込んで小島ができたので、小島を護岸工事して水神をまつたものである。四月二十九日が祭日で、堤にコイを放流し、この日から九月三十日まで魚釣りを許可している。現在は五月五日を祭日としている。平地部では屋敷内に水神がまつられている家がある。

雨乞い

愛鷹山麓では山の中腹の雷神社で雨乞いをする(『葛山の民俗』一章四節二二頁参照)が、平地部では川で雨乞いをしていた。

岩波では、雨が降らないとアカゴブチと呼ぶ黄瀬川の淵(久保川と西川の合流点)に雨乞いに行く。ひと抱えもある太さで五メートルほどの蛇を麦からでつくり、淵をきれいにしてその松に掛けてくる。

こうすると、蛇体が大水で流れるほどの雨が降るといわれている。

川による雨乞いは、このように蛇体をつくって松などに掛けるものであった。麦塚でも、太平洋戦争以前は夏の渇水期に雨乞いをするがあった。陸稲や里芋の葉が変化するようにになると、区長が触れを出して日時を決めた。人々は麦からを持ち寄って見目神社で大蛇をつくり、これを境川(大場川)の岸にあった檜の太木に

吊るし、大蛇の口を川面に落としておいた。ここは淵になっていて、子どもたちの水遊びの場所でもあった。子どもたちは雨乞いのあとで落とされた大蛇の頭に乗って遊んだものだった。そうしていると、夕方ころには暗雲が広がり、雨が降ったものだったという。

子どもの遊び

夏になると子どもたちは川に泳ぎに行った。川の中には、流れ方や岩の位置によって流れのよどむ淵ができる。そのような場所は子どもたちの水遊びに最適であった。水窪には愛鷹橋の少し上流にハナタブチ(半の田)と呼ばれる淵があった。今は河川改修で変わってしまったが、ここは流れが止まる広い場所だったので、水窪の子どもたちは夏になると泳いだりカニや魚を捕ったりして遊んだものだった。

葛山では、景ヶ島で水遊びをしたものだった。石を滑り台にしたり、太い藤の蔓でブランコをしたりもしたという。

御宿でも黄瀬川で遊んだが、本村の子どもと新田の子どもでは泳ぐ場所が異なり、年齢によっても泳ぐ場所が変わっていった。本村の子どもたちは古堰の近くのダシノハナ(出しの鼻)で泳いだ。ここは魚が多いので魚とりをしながら水遊びをするのが常だった。小学校の高学年になると、その少し下流のトヨノダイ(豊の白)で泳いだものだった。新田の子どもたちは二間場で泳いでいたという。

御宿の対岸の深良からも子どもたちが泳ぎに来た。折り合いをつけながら黄瀬川で遊び、ときには水遊び場を互いに譲り合うこともあった。しかし、正月のサイトヤキのときには、御宿と深良の子どもたちが黄瀬川を挟んで石を投げ合って喧嘩をすることもあったという。